

ディスクロージャー2023

JAとうかつ中央の概況



アジサイの花

 とうかつ中央農業協同組合

はじめに

J Aとうかつ中央は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「ディスクロージャー2023 J Aとうかつ中央の概況」を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月 とうかつ中央農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。また、農協法第37条の2の規程に基づき、当組合の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

J Aのプロフィール			
○設立	昭和23年3月	○組合員数	21,059人
○本店所在地	松戸市上本郷	○役員数	34人
○出資金	16億円	○職員数	338人
○総資産	4,111億円	○支店・経済センター数	16ヵ所
○単体自己資本比率	17.89%		
令和5年3月31日現在			

目 次

ごあいさつ	1
I 経営理念	2
II 経営方針	2
III 経営管理体制	2
IV 事業の概況(令和4年度)	2
V 農業振興活動	7
VI 社会的責任と地域貢献情報	7
VII リスク管理の状況	9
VIII 自己資本の状況	15
IX 事業のご案内	15

【経営資料】

I 決算の状況	
1. 貸借対照表	24
2. 損益計算書	25
3. 注記表	26
4. 剰余金処分計算書	39
5. 部門別損益計算書	41
6. 会計監査人の監査	43
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	44
2. 利益総括表	44
3. 資金運用収支の内訳	45
4. 受取・支払利息の増減額	45
III 事業の概況	
1. 信用事業	45
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補填契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引(法定)	
(6) 預かり資産の状況	
① 投資信託残高(ファンドラップ含む)	
② 残高有り投資信託口座数	
2. 共済事業取扱実績	52
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	53
(1) 購買事業取扱実績	
① 受託購買品	

② 買取購買品	
(2) 販売事業取扱実績	
① 受託販売品	
② 買取販売品	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 利用事業取扱実績	
(5) 資産管理事業取扱実績	
(6) 指導事業	
IV 経営諸指標	
1. 利益率	56
2. 貯貸率・貯証率	56
3. 職員一人当たり指標	56
4. 一店舗当たり指標	56
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	57
2. 自己資本の充実度に関する事項	58
3. 信用リスクに関する事項	59
4. 信用リスク削減手法に関する事項	62
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	63
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	63
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	63
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	65
9. 金利リスクに関する事項	65
VI 連結情報	
1. グループの概況	67
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況(令和4年度)	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	88
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(10) 金利リスクに関する事項	
3. 財務諸表の正確性等にかかる確認	98
【役員等の報酬体系】	99
【JAの概要】	
1. 機構図	101
2. 役員構成	102
3. 組合員数	102
4. 組合員組織の状況	102
5. 特定信用事業代理業者の状況	102
6. 地区一覧	103
7. 店舗等のご案内	104
8. 沿革・あゆみ	105
法定開示項目掲載ページ一覧	106

ごあいさつ

組合員、地域の皆様には、ますますご清栄のこととお慶びを申し上げます。日頃より当組合の各事業や活動にご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、令和4年度は新型コロナウイルス感染症とウクライナ情勢によって国際的な資材不足と円安、物価高騰など日本経済に甚大な影響を及ぼしました。農業への影響も例外ではなく、輸入比率の高い肥料や燃料等の資材価格の高騰による収入減など大きな困難に直面することとなりました。

こうした中でも、総合事業ならではの提案・相談活動を通じた事業展開、資産管理事業の推進などの取組みにより、前年度同様の当期余剰金を確保することができました。これも、組合員の皆様が当組合をご利用いただいたお陰であり、改めて感謝を申し上げます。

令和5年度については、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、いよいよ日常が戻ってまいります。これまで停止していた様々なイベントを再開し、情報発信に努めながら、より多くのみなさまとの対話を図ってまいります。また、「食糧の国産化」が国民の願いとなりつつある中でいよいよ今秋には、常盤平に組合直営のファーマーズマーケットが開設されます。より多くの地域のみなさまに安全安心な農産物を届ける拠点となるよう努めてまいります。

東葛地区3組合の合併研究会については、足掛け5年を費やし、将来の方向性は示すことができました。しかし、それぞれの組合に課題もあることから、合併への実現にはもう少しばかり時間がかかります。

目まぐるしく変化する情勢の中にあってもJAとうかつ中央は、地域になくてはならないJAであり続けるため、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」などの自己改革に引き続き取り組んでまいりますので、なお一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

令和5年7月

とうかつ中央農業協同組合

経営管理委員会会長

田嶋幸浩

I 経営理念

J Aとうかつ中央は、
農を基軸とした活動を通じて、地域・人・環境を創造し、
心豊かで安心して暮らせる地域社会づくりに貢献します。

II 経営方針

【農業】 地域農業の振興と農業を通じた環境保全に取り組みます。

環境保全型農業の展開と地域に根ざした農産物づくりを促進するために、営農指導・相談機能を強化し、安全・安心な農産物の提供により「食」と「農」の文化を広め、地域の特性を活かした地域農業の振興を図ります。

【事業活動】 心豊かで安心して暮らせる地域社会づくりに貢献します。

地域に根ざしたJ Aとして、情報発信の拠点づくりと、ふれあいのある健康で心豊かな生活を実現し、安心して快適に暮らせる地域社会づくりを進めます。また、総合相談活動を通して組合員・地域住民の暮らしを豊かにする活動を展開するとともに、生活の潤いと質を高める多彩な生活文化活動に取り組みます。

【経営組織】 経営基盤の強化と健全性の向上に取り組みます。

将来にわたって組合員、地域住民に信頼され地域でかけがえのない存在として、多様な要望と期待に応えられる人材の育成と地域の特性に合わせた施設・人的体制の適正配置に取り組むとともに、事業機能を備えた組織運営体制の確立を図ります。

また、経営の効率的かつ効果的な運営により強靱な財務基盤を構築し、その健全性・透明性を高めます。

III 経営管理体制

当J Aは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が選任する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

IV 事業の概況（令和4年度）

業績・トピックス

未だ長引く新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、国内経済を脅かしています。さらに、終わりの見えないロシアのウクライナ侵攻に伴う、原材料や燃料の高騰による生産コストの増加や、円安による輸入コストの増加などにより、急激な物価高となり、農業を始め国内経済は深刻な影響を受け続けています。

そのような中、当組合の財務状況については、総合事業ならでの提案・相談活動を通じ、事業展開を実施しました。また、資産活用における相談機能を強化し、資産管理事業資金の推進に取組み、前年同様の当期剰余金を確保することが出来ました。

農業振興においては、各地区の農業まつりを3年ぶりに開催、さらに地域社会づくりに貢献するため納涼祭など各種イベントも活発となり、地元農産物の販売も積極的に行われ、数多くの方々に地元野菜をPRすることに努めました。また、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組むため、当組合初の直売所を常盤平支店敷地内に開設します。

広報活動の取組みでは、当組合への理解浸透に繋げるとして即応性の高いSNSによる農業イベント等を発信・充実させたことにより、「令和4年度千葉県JA広報コンクール ウェブメディア部門最優秀賞」を受賞することにも繋がりました。

その結果事業利益2億75百万円、当期剰余金5億57百万円を計上できました。主な事業活動と成果につきましては、以下の通りです。

指 導 事 業

営農関係

令和4年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、引き続き会合やイベント等の開催に様々な影響を受けました。6月には降雹によりとうかつ中央管内においても一部の地域で農作物に被害を受け、秋には肥料の高騰をはじめとした農業資材の値上げがあり生産者に大きな影響を及ぼす1年でした。そのような状況の中、感染防止に配慮しながら徐々にではありますが、農業振興に向けた取組みを実施していく状況にありました。

令和3年に組合員の農業生産活動を支援するために開設されたJA無料職業紹介所により生産者・求職者からの相談を積極的に行なった結果、求職登録112件に対し67件のマッチングが成立しました。

無料土壌診断を引続き実施し適正施肥に向けた取組みを行なうとともに、安心・安全な農産物の生産のための農薬使用記帳点検システム「資材ナビゲーション」を活用した記帳点検活動の普及・拡大、防除基準の作成・徹底に努めました。

消費税インボイス制度導入に伴う説明会の実施、自然災害等の様々なリスクに備え農業経営収入保険の説明会を実施し120名参加し25件の加入がありました。

管内農産物応援定期貯金「大地の輪」への商品提供、販売促進イベント等を通じた農産物のPR、ブランド化推進、など管内主要農産物の付加価値強化、学校給食米の取扱い実施など地産地消の推進に努めました。

さらに、生産者との出荷会議、講習会、作見会等を開催し、土壌改良、栽培技術向上、品質向上、後継者・担い手の人材育成に向け、モデル農家への訪問活動、食農教育・農業体験活動に取り組みました。

肥料価格高騰に伴い、当JAの「JA肥料担い手対策・肥料価格対策助成金」の助成金支払い対応および「国の肥料価格高騰対策事業」の申請事務支援を行ないました。

常盤平支店敷地内に当JA直営の農産物直売所の建設が決まり、今年度秋の開店を目指し建設を進めております。これに伴い近隣住民に周知のため常盤平支店において6月と12月に野菜の即売会を開催致しました。

生活関係

人間ドック、動脈硬化症ドックなど組合員健康診断ならびに結果報告会を開催し、健康増進に努め、引き続き農協健康診断助成措置を講じ、本年度の各健康診断受診者総数は約670名となりました。また、各女性部活動への支援、若手農業者を中心に農業者年金の加入推進に取り組みました。

営農経済事業（販売・購買）

販 売

販売力強化に向け市場共選出荷及び全農直販事業の拡大に取り組みました。昨年は降雹などの不安定な気象条件や新型コロナウイルスの影響などにより価格変動が大きくなるなか、野菜価格は安値水準で推移し、販売品取扱高は12億11百万円（米39百万円、青果物11億71百万円）、前年対比100.9%、計画対比80.7%となりました。

購 買

農業生産資材関連の価格が高騰する中、肥料銘柄集約品の共同購入、市中価格調査等にもとづく全農他受入先との価格交渉等に取り組むとともに、予約注文の推進を行い、購買品取扱高は7億38百万円、前年対比106.7%、計画対比105.5%となりました。

生活関連品目では、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ新茶予約、米キャンペーンなどに取組むとともに、Aコープ商品をはじめとする食品等の取扱拡大に努め、農業・生活を合わせた購買品取扱高は8億78百万円、計画対比102.1%となりました。

資産管理事業

法律・税務相談

指定相談日における件数の内訳は、法律相談22件、税務相談15件、財産診断36件、実施し、指定相談日以外も随時、本店、各支店において相続税等の税務相談、土地の有効活用等の相談について対応致しました。また、組合員対象に税務セミナーを農業振興課と協力して、インボイス制度の講習会を開催し、職員を対象に税務研修や確定申告事務研修も開催致しました。

その他に、農中信託銀行の遺言信託代理店として遺言書の保管契約を5件締結致しました。

当組合における青色申告会の会員数は、現在11支部1,445名にのぼり、令和4年度分の所得税確定申告は2,006件、内電子申告による代理送信が1,902件（確定申告取扱い比94.8%）、消費税申告については125件の取扱いとなりました。

取扱契約実績

組合員皆様の相続や次世代への事業承継を考え、地域の特性を活かした資産活用を提案し、取扱実績については賃貸住宅建設21件、個人住宅3件、土地売買16件で、契約総額50億8千7百万円の実績となりました。

信用事業

貯金

農業者・地域から一層必要とされる存在を目指し、総合事業ならではの提案・相談活動を通じて、利用者に添った各種金融サービスを提供してJAらしさを踏まえた事業展開を実践しました。

さらに、地域の方々の様々な課題に対する解決策の提供を図り、潜在的ニーズに対する金融機能の発揮と利用者の満足度向上に貢献することに努めました。

その結果、農業と地域・利用者を繋ぐ魅力ある定期貯金「大地の輪」や家計メイン化部門では増加・拡充が図られ、投資信託でも一定の取扱実績を上げることが出来ました。

期末貯金残高は3,683億68百万円、計画対比100.9%となりました。なお、正組合員の貯金残高は1,358億98百万円、准組合員の預金残高は1,451億36百万円となりました。

貸出金

農業者の所得増大のため、メイン強化先への訪問活動を通じてJAバンク利子補給・保証料助成による支援を実施し、農業関連資金の拡充を図りました。

組合員の暮らしを豊かにするため、資産活用における相談機能を強化し、資産管理事業資金の推進に取り組みました。

生活資金については、住宅ローン専任担当者を軸とした住宅関連会社への営業活動に取り組むとともに、多様化する利用者の資金ニーズに対応するため小口ローンのキャンペーンを実施し、JAバンクローンの拡充に取り組みました。

その結果、新規融資は農業資金1億5百万円、資産管理事業資金48億84百万円、住宅ローン65億9百万円、小口ローン1億64百万円と伸長し、期末の貸出残高は、1,517億25百万円、計画対比100.8%となりました。

なお、正組合員の貸出残高741億26百万円、准組合員の貸出残高560億95百万円となりました。

余裕金

余裕金運用にあたっては、農林中央金庫への預け金を基本とし、余裕金運用規定に従った適正な運用と管理に万全を期しました。有価証券の運用は、ALM委員会での、JAの財務状況、経済・金融情勢、証券市場動向等の協議結果に基づき、長期的視点による安全性・収益性・流動性を基本とした健全運用に努めました。期末預金残高は、JA系統2,303億6百万円、JA系統外43百万円、期末有価証券残高は16億15百万円となりました。

共 済 事 業

長期共済

組合員・利用者への保障内容の確認等を行う3Q訪問活動に取組み、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の普及活動に努めた結果、建物更生共済19億34百万円、介護共済3億48百万円、新商品の認知症共済3億18百万円の保有高純増となり、医療共済においては新契約件数615件、保有高金額1億1百万円の実績となりました。また、長期共済新契約高計画対比80.4%となりました。

短期共済

利用者満足度の向上、普及基盤の拡大を目指し「損保自動車保険証券回収運動」および「自動車共済お見積りキャンペーン」、「DMによるアプローチ」等実践し普及活動に取組みました。

共済の新契約については、以下のとおりとなりました。

<新契約高等>

満期(終身)共済金額合計	8,030,897千円	
保障共済金額合計	58,727,958千円	
	の内(正組合員：	44,351,471千円)
	(准組合員：	7,192,982千円)
新規共済契約者数(長期共済及び自動車共済合計)		441人
新規被共済者数 生命総合共済(年金共済を除く)		320人
年金共済		79人

共済の保有高等については、以下のとおりとなりました。

<保有高等>

満期(終身)共済金額合計	110,022,948千円	(対前年比100.0%)
保障共済金額合計	622,755,166千円	(対前年比 98.9%)
	の内(正組合員：	439,015,927千円)
	(准組合員：	102,852,742千円)
医療系共済 入院共済金額合計	30,644千円	(対前年比 94.0%)
	の内(医療共済入院共済金額	22,714千円)
	(がん共済金額	6,519千円)
	(定期医療共済金額	1,411千円)
医療系共済 治療共済金額	214,830千円	(対前年比189.3%)
介護系共済 共済金額合計	7,483,495千円	(対前年比104.7%)
認知症共済 共済金額合計	318,500千円	(新設)
生活障害共済 共済金額合計	221,000千円	(対前年比105.9%)
生活障害共済 年金額合計	28,300千円	(対前年比104.8%)
特定重度疾病共済 共済金額合計	265,300千円	(対前年比127.0%)
年金共済 年金額合計	5,842,338千円	(対前年比 98.3%)
自動車共済 共済掛金合計	257,925千円	(対前年比 99.0%)
共済契約者数(長期共済及び自動車共済合計)		19,730人
被共済者数 生命総合共済(年金共済を除く)		14,136人
年金共済		5,342人

共済金の支払い

4年度は全体で昨年より件数は増加、金額は減少となりました。長期共済においては満期2,075件27億31百万円、死亡・罹災522件21億96百万円、入院給付金2,047件1億92百万円、年金共済2,889件26億37百万円の支払い実績でありました。

また、短期共済においては411件2億円の支払いで合計7,944件79億56百万円の共済金を支払いました。

令和4年度の主な行事

日	付	行 事
4	18	コンプライアンス委員会
	20	J A 共済躍進の集い
	21	支店長会議
	27	経営管理委員会・理事会・監事会
5	10~16	みのり監査法人期末監査Ⅱ
	16	コンプライアンス委員会
	17~18	決算監事監査
	24	支店長会議
	25	総合モニター会議
	26	経営管理委員会・理事会・監事会
6	6,8~9	通常総代会事前説明会
	17	コンプライアンス委員会
	20	支店長会議
	21	A L M委員会
	24	令和4年度通常総代会 臨時経営管理委員会・臨時理事会・監事会
28	経営管理委員会・理事会・監事会	
7	6	広報委員会
	14	コンプライアンス委員会
	15	(公社)松戸青色申告会 J A とうかつ中央 部会通常総会
	19	支店長会議
	20~22	みのり監査法人予備調査
26	経営管理委員会・理事会	
8	3	臨時経営管理委員会
	18	コンプライアンス委員会
	20	おおたかの森納涼盆踊り
	22	支店長会議
30	経営管理委員会・理事会・監事会	
9	1	常磐線 産直市(上野駅)
	5~13	みのり監査法人期中監査Ⅰ
	16	コンプライアンス委員会
	21	支店長会議 A L M委員会
	27	経営管理委員会・理事会・監事会
30	上半期決算監事監査 購買品実地棚卸監査	

日	付	行 事
10	3	第11回 J A とうかつ中央チャリティー ゴルフ大会
	7	全体役員研修及び J A コンプライアンス トップセミナー
	13	施設整備委員会
	17	コンプライアンス委員会
	20	支店長会議
	27	経営管理委員会・理事会・監事会
11	2,7~8	上半期決算監事監査 臨時理事会
	8	臨時理事会
	15	合併検討委員会 施設整備委員会
	16	コンプライアンス委員会 広報委員会
	23	第13回まつど大農業まつり
25	支店長会議	
27	流山農業まつり2022	
29	経営管理委員会・理事会・監事会	
12	15	インボイス研修会
	16	コンプライアンス委員会
	21	支店長会議
	22	A L M委員会
	27	経営管理委員会・理事会・監事会
1	10~30	J A 直営農産物直売所出荷説明会(10回)
	17	コンプライアンス委員会
	18	ファーマーズマーケット地鎮祭
	23	支店長会議
	24	施設整備委員会
31	経営管理委員会・理事会・監事会	
2	7~9	県庁検査
	15	コンプライアンス委員会
	16	広報委員会
	17	支店長会議
28	経営管理委員会・理事会・監事会	
3	6~14	みのり監査法人期中監査Ⅱ・Ⅲ
	16	コンプライアンス委員会
	20	支店長会議
	23	A L M委員会
	28	経営管理委員会・理事会・監事会
	31	決算監事監査購買品実地棚卸監査 みのり監査法人期末監査Ⅰ

※ 経営管理委員会 年14回 開催
 ※ 理事会 年15回 開催
 ※ 監事会 年12回 開催

V 農業振興活動

(1) 農業者等の経営支援に関する取組方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針を定め、取り組んでいます。

① 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

② 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

③ 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。

④ 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

⑤ 中小企業者等金融円滑化への対応

農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な態勢を整備しています。

① 理事長以下、専務理事、常務理事、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

② 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

③ 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

VI 社会的責任と地域貢献情報

1. 全般に関する事項

当JAは、松戸市・鎌ヶ谷市・流山市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織です。当JAの資金は、その大半が組合員・利用者の皆様からお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としています。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や地方公共団体などにもご利用いただいています。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

組合員数 21,059人 出資金 1,593,676千円

2. 地域からの資金調達の状況

貯金・定期積金残高 368,368百万円

3. 地域への資金供給の状況

貸出運営の考え方

J Aは地域農業を金融面から支える役割を担っており、地域農業の発展、優良農家の育成、農業担い手に対して地域の実情などにあわせた様々な金融サービスの観点から農機具等の購入など組合員ニーズに積極的に対応し、行政との連携を図りながら金融部門・経済部門が一体となり農業資金の伸長に努めています。また、組合員の資産有効活用等の面でも、ハウスメーカーと連携するなど相談業務や貸出を通じて積極的に対応しています。

貸出に際しては、経営計画等の的確な判断に基づく投資効果の提示、コスト比較等を行ない組合員の経営意識を高めるよう組合員指導を行なっています。

また、債権の固定化防止や回収促進のため、保全面の措置を講じ貸出の拡大に努めています。

(1) 貸出金残高

組 合 員	130,182百万円
地方公共団体	8,459百万円
地方公社等	2,832百万円
金 融 機 関	7,693百万円
そ の 他	2,558百万円
合 計	151,725百万円

(2) 制度融資について

制度融資とは、農業経営規模の拡大、機械・施設の導入、並びに農業担い手の育成などを目的に、国等が一定の制度にもとづいて行う融資のことをいいます。

制度融資には、大別して、国・県の財政資金による融資と、J A資金を原資として融資を行い、国、地方公共団体が利子補給を行う制度があります。前者の代表的なものとして日本政策金融公庫資金、農業改良資金などがあります。後者の代表的なものには農業近代化資金、農業振興資金があります。

4. 文化的・社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

地域社会の発展と活力と潤いにあふれた住みやすい街づくりを目指し、行政と連携して事業に取り組んでいます。松戸市・鎌ヶ谷市・流山市の指定金融機関として、税金等の公金事務の窓口を担当し、多くの皆様にご利用頂いています。

① 地域ボランティア

- ・毎年、松戸市・鎌ヶ谷市・流山市の福祉施設などに寄付をしています。
- ・毎年、交通遺児育英募金を実施しています。

② 環境問題への取組み

- ・農業用使用済み廃棄プラスチックの回収を実施しています。
- ・不用農薬処理の適正化を進めています。

③ 健康管理活動

- ・高齢化社会の進展による健康維持に対する意識の高まりの中、当J Aでは、健康診断とその結果の報告会として、医師、保健師、栄養士による個別相談を行い、健康管理活動に取り組んでいます。

④ 年金相談会の開催

- ・年金の受給予定者の方を対象に、社会保険労務士による年金相談会を開催しています。

⑤ 資産管理相談・法律相談・税務相談

- ・顧問弁護士、税理士等による各種の相談を開催しています。

(2) 利用者ネットワーク化への取組み

当J Aでは、組合員相互の親睦を図るとともに、地域の皆さまとの結びつきを強化するため、利用者ネットワークづくりへの取組みをすすめています。

① 年金友の会（令和4年度末会員数10,974名）

- ・親睦旅行、グラウンドゴルフ大会等を各地域で開催

(3) 情報提供活動

当J Aの事業や地域の情報を提供しています。

- ① 組合員の皆様向けに、毎月「ユニティー」を発行
- ② 地域住民の皆様向けに、年2回「ふれあい」を発行
- ③ ホームページへの掲載

Ⅶ リスク管理の状況

◇リスク管理体制

【リスク管理基本方針等】

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

当JAは、JAバンク基本方針に基づく「モニタリング」の実施や「各種ガイドライン」等を定めて内部統制を強化しています。この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

◇法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組めます。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者・担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

【情報セキュリティ基本方針】

当JAは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、JA内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを確認し、以下の方針を遵守することを誓約します。

① 情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

② 情報の取扱い、情報システムならびにネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

- ③ 情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、JA全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- ④ 万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- ⑤ 上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

【個人情報保護方針】

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約いたします。

- ① 個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

- ② 個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

- ③ 個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- ④ 取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

- ⑤ 匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

- ⑥ 法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

- ⑦ ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

- ⑧ 保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

- ⑨ 個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

- ⑩ 個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【利用者保護等管理方針】

当JAは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていきます。

- ① 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- ② 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- ③ 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- ④ 当J Aが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- ⑤ 当J Aとの取引に伴い、当J Aの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当J Aとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

【反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

当J Aは、事業を行うにつまじして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

- ① マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。
- ② 実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
- ③ 取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。
- ④ 反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
- ⑤ 警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

【金融商品の勧誘方針】

当J Aは、貯金・定期積金、共済、その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

- ① 組合員、利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ② 組合員、利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など、重要な事項を十分に理解していただけるよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員、利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者のご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関する組合員・利用者のご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇業務の適性を確保するための体制

【内部統制システム基本方針】

当J Aは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあ

らゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守します。

- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正します。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行います。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
 - ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行います。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理します。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備します。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行います。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行します。
 - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行います。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備します。
 - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援します。
 - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援します。
6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行います。
 - ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進します。
 - ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督します。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行います。
 - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めます。
 - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めます。
 - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載します。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

JAバンク相談・苦情等受付窓口 本店金融部（電話：047-361-2205）

JA共済相談・苦情等受付窓口 本店共済部（電話：047-361-2203）

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または J A バンク相談所（一般社団法人 J A バンク・J F マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターについては、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

（<https://www.jibai-adr.or.jp/>）

（公財）日弁連交通事故相談センター

（<https://n-tacc.or.jp/>）

（公財）交通事故紛争処理センター

（<https://www.jcstad.or.jp/>）

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 A D R

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、

①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに経営管理委員会、理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

Ⅷ 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、17.89%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	とうかつ中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,593百万円(前年度1,614百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

Ⅸ 事業のご案内

1. 主な事業の内容

JAとうかつ中央は、地域の皆様の日常生活に欠かせない信用事業(貯金・融資・為替)をはじめ、共済事業(「ひと」「いえ」「くるま」の総合保障の普及)、経済事業(販売・購買)、指導事業(営農・生活)などを総合的に営んでいます。そして、一般の営利企業とは本質的に異なり、相互扶助を基本に、組合員や地域の皆様の暮らしに役立つサービスを提供するために、努力を重ねています。

主な事業について、ご案内いたします。

(1) 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。

この信用事業は、JA・農林中金が有機的に結びつき、JAバンクとして、貯金保険制度・破綻未然防止システムという二重のしくみで、貯金者の皆様に安心してご利用いただけるよう努めています。

◆貯金業務

組合員をはじめ、地域のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、普通貯金無利息型(決済用)、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用頂いております。

主な貯金商品一覧

商品名		特徴・留意点	預入期間	預入金額
当座貯金		事業資金などの決済に用いる口座です。お利息は付きません。	随時	1円以上
普通貯金		お財布代わりに。自動受取・支払機能を加えるとより便利になります。	随時	1円以上
納税準備貯金		納税など目的通りの払い出しで非課税に。	随時	1円以上
普通貯金無利息型(決済用)		いつでもお預け入れ、お引出しができ、公共料金等の各種代金のお引落しができます。お利息は付きません。	随時	1円以上
通知貯金		資金の一時保管に便利です。払い出しの2日前までに通知が必要です。	7日以上	5万円以上
貯蓄貯金		基準残高(5階層)によって金利の変わる有利な貯蓄性貯金です。(個人のみ)	随時	1円以上
総合口座		一冊の通帳に「蓄える、受け取る、支払う、借りる」の4つの機能をセットした便利な貯金です。1人1口座に限定。(個人のみ)未成年者は法定代理人との取引になります。	随時	1円以上 定期口は 1万円以上
定期積金		毎月、一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える貯金です(定額式・目標式)。通増式・満期分散式もございます。	定型方式6か月以上 120か月(10年)以内 期日指定方式 6か月超10年未満	毎月 1,000円以上
定期貯金	期日指定定期	1年が過ぎると、1か月前の予告でいつでも必要額の払い出しができます。(個人のみ)	1年～3年	1円以上 300万円未満
	スーパー定期	期間・金額などニーズに合わせてお選びいただけます。 複利型(3・4・5・7・10年)は、半年複利計算でさらに有利に運用できます。(複利型は個人のみ)	定型方式 1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・ 7・10年 (法人は1・3・6か月、1・2年) 期日指定方式 1か月超10年未満	1円以上
	大口定期	まとまった資金を、効率的に有利に運用できます。	定型方式 1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・ 7・10年 期日指定方式 1か月超10年未満	1,000万円以上
	変動金利定期	6か月ごとに自動的に金利を見直しします。個人の方は複利型もご利用いただけます。	1年・2年・3年	1円以上
	据置定期	据置期間(6か月)後、任意の日に全部、または一部の金額を何度でも払い戻しができます。(個人のみ)	据置期間6か月 最長5年	1円以上 1,000万円未満
	財形貯金	財形貯金(財産形成貯金)は、勤労者を対象とした貯蓄です。給料からの自動振替で蓄えられます。	3年以上 5年以上 5年以上	1円以上 1円以上 両方合算で550万円まで非課税

◆融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者、事業者のみなさまの事業に必要な資金をご融資しています。

また地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等の融資の申込みのお取次ぎもしています。

主な融資商品一覧

	商品名	資金用途	融資限度額	融資期間
農業関係資金	農業経営資金	営農のための施設設備資材導入等に要する資金	個別決裁	25年以内
	農業振興資金	各市農業振興資金融資条例施行規則に基づく営農に必要な資金 (松戸市、鎌ヶ谷市、流山市)	農業後継者育成資金 600万円以内 他	12年以内 (鎌ヶ谷市は10年以内)
	J A 農機ハウスローン	農機具の購入、購入に付帯する諸費用、パイプハウス等資材、建設費用などの資金	1,800万円以内	15年以内
	アグリマイティー資金	農業に必要な幅広い資金(設備・運転資金)、自然災害等に対応する緊急性を要する資金	事業費の範囲内	15年以内
	J A 新規就農応援資金	新規就農者に対する農業経営に必要な設備・運転資金	1,000万円以内	17年以内 (就農年数による) 短期資金は、1年以内
	農業近代化資金	建構築物造成、農機具等取得資金、小土地改良資金等の資金	個人1,800万円以内 法人2億円以内	15年以内
事業関係資金	資産管理事業資金	賃貸用の住宅(マンション、アパート、貸家)、店舗、倉庫等の建築資金、その他自営業施設資金	個別決裁	35年以内
	事業資金	事業経営に必要な運転資金、設備資金	個別決裁	35年以内
生活資金	住宅資金	自己住宅資金	個別決裁	35年以内
	相続資金	相続税資金	個別決裁	20年以内
	その他生活資金	組合員の生活に必要な資金	個別決裁	20年以内
	特殊資金	公共事業、区画整理事業、共同の農業資金	個別決裁	個別決裁
JA 統一ローン	J A 住宅ローン	住宅等の取得、増改築をするための資金	10,000万円以内	40年以内
	J A リフォームローン	居住する既存住宅の増改築、補修等の資金	1,000万円以内	15年以内
	J A 教育ローン	入学金、授業料、その他教育関連資金	1,000万円以内	15年以内 (在学期間を含む)
	J A カードローン	生活に必要な資金	10万円~300万円以内	1年以内(契約更新)
	J A 多目的ローン	生活に必要な資金	500万円以内	10年以内
	J A マイカーローン	自動車・バイクの購入資金	1,000万円以内	10年以内
	賃貸住宅ローン	賃貸アパート専用住宅の建設、増改築等に要する資金	40,000万円以内	30年以内(保証会社が認める場合35年以内)
	水洗便所改造資金	流山市条例に基づく下水道工事に必要な資金	60万円以内	3年以内

◆為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、送金や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

◆J A ネットバンキング

窓口やA T Mに出向く事なく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、携帯電話から簡単操作でアクセスでき、平日、休日を問わず、残高照会や振込振替サービスがお気軽にご利用いただけます。

◆国債・投資信託窓口販売業務

国債(新窓販・個人向け)、投資信託(NISA・つみたてNISAを含む)を窓口販売しています。

◆遺言信託業務

農中信託銀行株式会社の代理店として「執行コース」・「管理コース」の2種類をお取り扱いしています。

◆個人型確定拠出年金 (iDeCo)

みずほ銀行が管理運営機関であるiDeCo(みずほプラン)をお取り扱いしています。

◆サービス・その他

当J Aでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービス、またネットサービスとしてJ Aのキャッシュカードは全国のJ A他、提携先の銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合、コンビニエンスストアなどのC D(現金自動支払い機)、A T M(現金自動預け払い機)でご利用いただけます。

◆年金相談

- ・相談日…日時等については、金融部貯金為替課 ☎047(361)2205又は、最寄りの各支店へお問合せください。
- ・担 当…社会保険労務士

(2) 共済事業

共済事業は、生命・終身・年金共済など長期間の商品をお取り扱いするとともに、火災・自動車・自賠責共済など短期間の商品もお取り扱いしております。お子さまの誕生から老後まで生涯にわたり、保障いたします。また、ニーズの高い医療共済、がん共済、介護共済も取扱いいたしております。

長期共済の種類 (共済期間が5年以上の契約)

種 類	内 容
終 身 共 済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により病気やケガなどへの備えも自由に設計できる確かな一生保障プランです。医療共済とのセットプランで手厚い保障を準備できます。
一時払終身共済	まとまった資金でご加入しやすい一生の万一保障です。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みできます。死亡共済金を相続対策に、生存給付金特則を付加することにより生前贈与等にご活用いただけます。
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。医療共済とのセットプランで手厚い保障を準備できます。
が ん 共 済	がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。先進医療保障付きも選択できます。
医 療 共 済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。共済期間、契約の型、掛金払込終了期間、手術・放射線治療、入院日額保障、先進医療、健康祝金等ご希望に合わせて保障内容が選べます。一人ひとりのニーズにあわせて保障の手厚さ、保障の期間、掛金を支払う期間などを選べます。

介護共済	一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心でき、公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。万一のときも給付金を受け取れる一時払介護共済もごさいます。
引受緩和型 終身共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みできます。一生涯保障が確保できるプランです。
引受緩和型 医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みできます。入院・手術の一生涯保障が確保できるプランです。
生活障害共済 (ささエール)	病気やケガにより身体に障害が残り、身体障害者福祉法に定める級の身体障害状態に該当し、身体障害者手帳が交付されたとき収入の減少などに備えられる保障です。 ○定期年金型 ○一時金型
特定重度疾病共済 (そなエール)	がん・血管疾患、脳血管疾患、生活習慣病まで幅広く保証します。4つの疾患区分ごとに期間内それぞれ1回お支払いします。経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取ります。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障します。認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。簡単な告知でご加入いただけます。
定期生命共済 通減期間設定型 (みちびき)	JAの定期生命共済(通減期間設定型)なら、ライフステージに応じて保証金額を通減させることで、お手軽な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。 ○入学祝金タイプ ○学資金タイプ
予定利率変動型 年金共済 (ライフロード)	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みできます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。 ○終身年金タイプ ○定期年金タイプ
建物更生共済 (むてきプラス)	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。 ○建物プラン ○特定建築物プラン ○家財プラン ○営業用什器備品プラン

(注) 上記の表で「万一のとき」とは、死亡、第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。ただし、一時払終身・一時払介護共済は、死亡したときをいいます。

短期共済の種類 (共済期間が5年未満の契約)

種類	内容
自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族などの傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠償共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられている、人身事故の被害者保護のための保障です。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
火災共済	住まいの火災損害を保障します。
賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償義務などを保障します。
農業者賠償 責任共済	農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。農地面積と支払い限度に基づく、分かりやすい共済掛金設定です。自動継続のため、継続手続き不要です。

(3) 経済事業

経済事業は、農家と共に消費者の皆様のもとへ安全・安心な農産物をお届けする「販売事業」と農業経営に必要な肥料・農薬などの生産資材、また、暮らしに必要な食品・日用品等を供給する「購買事業」で構成され、組合員、地域の皆様に広くご利用いただいております。

(4) 指導事業

農家の経営・生産技術の指導、くらしのアドバイス、各種生産組織や関係機関との連携活動、農産物の流通対策等を通じ、食の安全・安心を第一に生産物の安全確保と高付加価値生産に努めています。また、各種イベントへの参加・参画等により、地域の皆様との交流や都市農業のイメージアップに取り組んでいます。さらに健康診断等の開催、生活全般にわたりサポート活動をおこなっています。

(5) 資産管理相談

◎法律相談

相談日・場所…毎月第2金曜日 午後2時より…本店資産管理部相談課
 毎月第4金曜日 午前9時より…本店資産管理部相談課
 担当…顧問弁護士

◎税務相談

相談日・場所…毎月12日 午前10時より…資産管理部資産管理課（八木支店隣）
 （休日の場合 翌営業日）
 毎月第3金曜日 午前9時より…本店資産管理部相談課
 担当…顧問税理士

◎お申込…お申込は予約制とし、ご来店時間(順番)を連絡します。

臨時の方は予約者の終了後になります。

お申込は本店資産管理部相談課又は最寄りの各支店へご連絡ください。

尚、資産活用等の相談は随時行っております。

資産管理部相談課 ☎047(361)2206 (直通)

2. 信用事業取扱手数料一覧

■貯金業務に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類		単位	手数料	備考	
残高証明書発行		都度発行	550		
		定期発行	440		
		顧客指定様式	2,200		
		英文証明書	2,200		
取引履歴照会		1件	550		
ICキャッシュカード(新規・切替)		1枚	無料		
再発行	貯金通帳	1冊	550		
	貯金証書	1通	550		
	ICキャッシュカード	1枚	1,100		
口座開設		1口座	11,000	口座開設時に徴収	
当座貯金	一般口	小切手帳交付	1冊50枚	11,000	
		約束手形交付	1冊25枚	5,500	
	専用約束手形口 (マル専)	マル専当座取扱手数料	1口座	3,300	口座開設時に徴収
		手形用紙交付	1枚	550	
自己宛小切手		1枚	550		
国債口座管理手数料		—	無料		

■内国為替取引に関するもの

(単位：円、消費税込)

手数料種類		単 位	手数料	備 考	
窓 口 利 用	当 J A 自 店 舗 あ て	1 件	440		
	当 J A 僚 店 あ て	1 件	550		
	系 統 あ て	1 件	550		
	他 行 あ て	1 件	880		
A T M 利 用	当 J A 自 店 舗 あ て・僚 店 あ て	1 件	無料	他行のキャッシュカードにて振込の場合は、別途ご利用手数料がかかります。	
	系 統 あ て	1 件	110		
	他 行 あ て	1 件	440		
個 人 J A ネット バンク利用	当 J A 自 店 舗 あ て・僚 店 あ て	1 件	無料		
	系 統 あ て	1 件	110		
	他 行 あ て	1 件	220		
法 人 J A ネット バンク利用	当 J A 自 店 舗 あ て・僚 店 あ て	1 件	無料		
	系 統 あ て	1 件	110		
	他 行 あ て	1 件	220		
法 人 J A ネット バンク利用 給与・賞与	当 J A 自 店 舗 あ て・僚 店 あ て	1 件	無料		
	系 統 あ て	1 件	無料		
	他 行 あ て	1 件	無料		
定 時 自 動 送 金 利 用	当 J A 自 店 舗 あ て	1 件	無料		
	当 J A 僚 店 あ て	1 件	無料		
	系 統 あ て	1 件	220		
	他 行 あ て	1 件	550		
送 金	系 統 あ て	1 件	440		
	他 行 あ て	普通扱い(送金小切手)	1 件	660	
代 金 取 立	電 子 交 換	即 時 入 金	1 通	無料	
		即 時 入 金 し な い	1 通	880	
	個 別 取 立	1 通	1,100		
そ の 他	送 金・振 込 の 組 戻 料	1 件	660	手数料以外に経費(交通費等)を要する場合には、その実費を徴収させていただきます。	
	不 渡 手 形 返 却 料	1 通	1,100		
	取 立 手 形 組 戻 料	1 通	1,100		
	取 立 手 形 店 頭 呈 示 料	1 通	1,100		
	離 島 回 金 料	—	無料		

- (注) 1. 系統とは、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫をいい、他行とは系統以外の金融機関をいいます。
2. 一部現金でのお取扱いができる A T M において、10 万円を超える現金でのお振込みはお取扱いできません。
3. 先方の金融機関で該当口座が無いと判断された場合、返金されることがあります。その際には、当初の「振込手数料」は振込の手続きを行うための費用としていただいておりますので、返金いたしません。あらかじめご了承ください。
4. 当 J A の組織関連団体の当 J A 自店舗あて・僚店あて振込の場合は免除になる場合がございます。

■ J Aバンクのキャッシュカードご利用に関する手数料

(単位：円、消費税込)

金融機関等	お取引内容	平 日			土・日・祝 12月31日 1月2日・1月3日
		午前8時45分 まで	午前8時45分 以降	午後6時以降	
J Aバンク	入出金	無料			
J Fマリンバンク	出 金	無料			
三菱UFJ銀行	出 金	110	無料	110	110
セブン銀行	入出金	220	110	220	220
イーネットATM	入出金	220	110	220	220
ローソン銀行	入出金	220	110	220	220
ゆうちょ銀行	入出金	220	110	220	220
その他 (M I C S提携)	出 金	220	110	220	220

- (注) 1. 稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJ Aバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合があります。
 2. ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用のATM掲示等でご確認下さい。
 3. 上記は、J Aバンクのキャッシュカードご利用の場合です。残高照会は時間帯にかかわらず無料でご利用いただけます。
 4. 上記以外の金融機関でも手数料が無料となる場合がございます。

■ J Aネットバンク取引に関する手数料

(単位：円、消費税込)

手 数 料 種 類	単 位	手数料
個人J Aネットバンク利用料	1 カ月	無 料
法人J Aネットバンク利用料 照会・振込サービス(リアル系取引)	1 カ月	1,100
法人J Aネットバンク利用料 データ伝送サービス(総合振込・給与振込・口座振替)	1 カ月	無 料

- (注) 1. データ伝送サービス(総合振込・給与振込・口座振替)ご利用の場合は、「照会・振込サービス(リアル系取引)」の加入が必要となります。

■ 貸出業務に関するもの

(単位：円、消費税込)

手 数 料 種 類		手 数 料		
貸 出	融資取扱手数料	住 宅 ロ ー ン	新 規 実 行	77,000
			条 件 変 更 等	5,500
	一 般 資 金	新 規 実 行	44,000	
		条 件 変 更 等	22,000	
	住宅ローン全額繰上償還手数料		55,000	
	残高証明書(1通)	都 度 発 行	550	
		定 期 発 行	440	
		顧 客 指 定 様 式	2,200	
		英 文 証 明 書	2,200	
	ローンカード再発行(1枚)		550	
	融資証明書(1通)		5,500	
	その他証明書(1通)		1,100	

■両替手数料

(単位：円、消費税込)

希望枚数（紙幣・硬貨の合計枚数）	手数料
1枚～ 500枚	550
501枚～ 1,000枚	1,100
1,001枚～ 1,500枚	1,650
1,501枚以上	2,200(500枚ごとに550円を加算します)

- (注) 1. 両替枚数は、持参した紙幣・硬貨の合計枚数と、持ち帰る合計枚数のいずれが多い枚数といたします。
2. 窓口来店、外務訪問いずれの場合も対象といたします。
3. 現金による貯金の出金（実質的に両替となる）の際に金種を指定される場合の取扱いは、指定の紙幣・硬貨の合計枚数が100枚まで無料とし、100枚を超過する場合は上記両替手数料の対象といたします。ただし、口座入金後、当日直ちに現金の場合は1枚から両替手数料の対象といたします。
4. 次の取扱いは無料です。
- ①記念硬貨への交換および記念硬貨からの交換 ②同一金種への交換（新券、汚損紙幣・硬貨の交換等） ③当組合の正組合員世帯の方によるお取引（正組合員世帯であることの確認のため所定の本人確認を行うことといたします） ④当JA関連組織団体によるお取引

■硬貨整理手数料

(単位：円、消費税込)

取り扱い枚数	手数料
1枚～ 500枚	無料
501枚～ 1,000枚	550
1,001枚～ 2,000枚	1,100
2,001枚以上	1,650（1,000枚ごとに550円を加算します）

- (注) 1. 硬貨によるご入金・お振込に関するものとなります（ATMでの取引は対象外）
2. 窓口来店、外務訪問いずれの場合も対象といたします。
3. 同日に複数回ご利用される場合は、硬貨枚数を合算いたします。
4. 算定に対する手数料となる為、算定後にお取引を取りやめる場合、入金額・振込額を変更する場合も、算定した枚数に応じた手数料といたします。
5. 次の取扱いは無料です。
- ①募金・義援金の振込 ②当組合の正組合員世帯の方によるお取引（正組合員世帯であることの確認のため所定の本人確認を行うことといたします）

■未利用口座管理手数料

(単位：円、消費税込)

内 訳	単 位	手 数 料
普通貯金口座および貯蓄貯金口座	1 年間	1,320

- (注) 1. 普通貯金口座には、総合口座、普通貯金無利息型（決済用）、総合口座（普通貯金無利息型（決済用））、営農貯金、こども貯金を含みます。
2. 2021年9月30日以前に開設された普通貯金口座および貯蓄貯金口座は本手数料の対象外といたします。
3. 未利用口座となる口座は、適用対象のうち、ご入金やご出金（当該口座の利息入金や本手数料の引落としを除く）記帳等のご利用が2年以上ない口座を対象といたします。
4. 次の取扱いは対象外といたします。
- ①貯金残高が10,000円以上の当該口座 ②当組合で借入れがある場合

■校納金に関する手数料

(単位：円、消費税込)

手数料種類	単 位	手 数 料
校納金振替	1 件	110

■貸金庫取引に関する手数料

(単位：円、消費税込)

手数料種類		単 位	手 数 料
手 動 型		1 年間	3,300
自 動 型	第1種（小）	1 年間	11,000
	第2種（中）	1 年間	13,200
	第3種（大）	1 年間	16,500

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
1. 信用事業資産	380,199,884	384,769,643	1. 信用事業負債	366,262,205	370,563,044
(1) 現金	1,413,353	1,237,587	(1) 貯金	363,796,193	368,368,970
(2) 預金	229,589,718	230,349,691	(2) その他の信用事業負債	2,466,011	2,194,073
系統外	229,548,498	230,306,042	未払費用	30,099	25,041
系統	41,220	43,649	その他の負債	2,435,912	2,169,032
(3) 有価証券	1,731,744	1,615,220	2. 共済事業負債	1,490,466	1,327,501
国債	40,164	—	(1) 共済資金	1,070,482	916,472
社債	1,691,580	1,615,220	(2) 未経過共済付加収入	417,749	408,670
(4) 貸出金	147,612,905	151,725,581	(3) 共済未払費用	1,720	2,122
(5) その他の信用事業資産	234,027	186,907	(4) その他の共済事業負債	513	236
未収収益	143,714	145,804	3. 経済事業負債	61,780	58,471
その他の資産	90,312	41,103	(1) 経済事業未払金	59,855	55,789
(6) 貸倒引当金	△ 381,864	△ 345,343	(2) 経済受託債務	1,623	2,148
2. 共済事業資産	5,989	1,952	(3) その他の経済事業負債	301	533
(1) その他の共済事業資産	5,989	1,952	4. 雑負債	1,105,374	1,079,235
3. 経済事業資産	183,975	199,716	(1) 未払法人税等	94,086	122,723
(1) 経済事業未収金	110,150	108,454	(2) リース債務	451	—
(2) 棚卸資産	72,119	89,555	(3) 資産除去債務	15,746	21,586
購入品	64,431	80,945	(4) その他の負債	995,090	934,925
販売品	6,804	7,942	5. 諸引当金	1,342,880	1,217,314
その他の棚卸資産	884	667	(1) 賞与引当金	131,101	127,386
(3) その他の経済事業資産	1,705	1,706	(2) 退職給付引当金	1,164,787	1,032,096
4. 雑資産	429,317	376,535	(3) 役員退職慰労引当金	46,991	57,832
(1) 雑資産	429,317	376,535	6. 再評価に係る繰延税金負債	606,653	581,517
(2) 貸倒引当金	—	—	負債の部合計	370,869,361	374,827,085
5. 固定資産	5,806,284	5,625,014	1. 組合員資本	34,347,384	34,844,041
(1) 有形固定資産	5,789,166	5,611,089	(1) 出資金	1,614,282	1,593,676
建物	4,490,573	4,514,715	(2) 資本準備金	7,387,616	7,387,616
機械装置	68,857	69,564	(3) 利益剰余金	25,352,881	25,870,490
土地	3,226,922	3,113,627	利益準備金	3,449,094	3,449,094
リース資産	3,192	—	その他利益剰余金	21,903,787	22,421,396
建設仮勘定	929	6,736	信用事業強化積立金	1,000,000	1,000,000
その他の有形固定資産	1,331,456	1,356,504	JAグループ組織整備積立金	500,000	500,000
減価償却累計額	△ 3,332,765	△ 3,450,058	情報化対策積立金	500,000	500,000
(2) 無形固定資産	17,118	13,924	経営基盤強化積立金	3,500,000	4,500,000
6. 外部出資	19,749,987	19,751,587	リスク管理積立金	1,000,000	1,000,000
(1) 外部出資	19,749,987	19,751,587	施設整備積立金	370,000	1,500,000
系統出資	19,451,824	19,451,824	災害対策積立金	300,000	800,000
系統外出資	243,110	244,710	退職年金対策積立金	500,000	—
子会社等出資	55,053	55,053	減損会計対応積立金	500,000	500,000
7. 繰延税金資産	399,941	385,660	特別積立金	9,320,000	9,320,000
			当期末処分剰余金	4,413,787	2,801,396
			(うち当期剰余金)	575,422	557,646
			(4) 処分未済持分	△ 7,395	△ 7,742
			2. 評価・換算差額等	1,558,635	1,438,983
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 16,557	△ 70,468
			(2) 土地再評価差額金	1,575,192	1,509,452
			純資産の部合計	35,906,019	36,283,024
資産の部合計	404,958,362	411,110,109	負債及び純資産の部合計	406,775,381	411,110,109

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	3,593,996	3,369,645			
事業収益	4,788,546	4,550,575	(10) 利用事業収益	14,227	14,258
事業費用	1,194,549	1,180,929	(11) 利用事業費用	7,050	8,062
(1) 信用事業収益	3,093,133	2,827,933	利用事業総利益	7,176	6,196
資金運用収益	2,983,962	2,677,460	(12) 資産管理事業収益	141,749	144,184
(うち預金利息)	1,256,589	1,158,469	(13) 資産管理事業費用	8,007	7,210
(うち有価証券利息)	29,835	13,071	資産管理事業総利益	133,741	136,974
(うち貸出金利息)	1,501,923	1,379,391	(14) 指導事業収入	1,884	5,671
(うちその他受入利息)	195,614	126,528	(15) 指導事業支出	57,483	64,347
役員取引等収益	76,139	72,155	指導事業収支差額	△ 55,598	△ 58,676
その他事業直接収益	—	—	2. 事業管理費	3,169,312	3,094,415
その他経常収益	33,032	78,318	(1) 人件費	2,456,774	2,367,867
(2) 信用事業費用	511,107	466,820	(2) 業務費	144,492	167,895
資金調達費用	39,089	33,068	(3) 諸税負担金	144,297	141,948
(うち貯金利息)	26,601	21,347	(4) 施設費	381,341	398,887
(うち給付補填備金繰入)	1,097	913	(5) その他事業管理費	42,406	17,817
(うちその他支払利息)	11,390	10,807	事業利益	424,684	275,230
役員取引等費用	20,552	21,051	3. 事業外収益	348,493	301,104
その他事業直接費用	—	—	(1) 受取雑利息	551	374
その他経常費用	451,465	412,700	(2) 受取出資配当金	272,670	272,670
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 33,691	△ 36,520	(3) 貸貸料	36,842	19,016
信用事業総利益	2,582,026	2,361,113	(4) 貸倒引当金戻入益	12,640	—
(3) 共済事業収益	855,616	845,538	(5) 雑収入	25,789	9,043
共済付加収入	804,204	797,623	4. 事業外費用	21,604	13,924
共済貸付金利息	—	—	(1) 支払雑利息	7,967	7,727
共済奨励金	16,129	14,560	(2) 賃貸契約解約損	—	—
その他の収益	35,282	33,354	(3) 賃貸施設費用	8,513	2,755
(4) 共済事業費用	27,309	31,212	(4) 寄付金	1,023	634
共済借入金利息	—	—	(5) 貸倒引当金繰入	—	—
共済推進費用	16,779	20,341	(6) 雑損	4,100	2,806
その他の費用	10,529	10,870	経常利益	751,573	562,410
共済事業総利益	828,306	814,326	5. 特別利益	76,819	185,312
(5) 購買事業収益	637,189	662,167	(1) 固定資産処分益	76,374	185,312
購買品供給高	610,017	636,511	(2) その他の特別利益	—	—
購買手数料	21,654	19,390	(3) 一般補助金	445	—
修理サービス料	1,270	1,276	6. 特別損失	97,745	2,177
その他の収益	4,246	4,989	(1) 固定資産処分損	65,830	436
(6) 購買事業費用	550,274	567,999	(2) 固定資産圧縮損	445	—
購買品供給原価	546,133	563,125	(3) 減損損失	31,468	1,741
購買品供給費	891	856	(4) その他の特別損失	—	—
その他の費用	3,249	4,016	税引前当期利益	730,647	745,544
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—	法人税・住民税及び事業税	149,765	178,140
購買事業総利益	86,914	94,168	過年度法人税等	—	—
(7) 販売事業収益	44,745	50,820	法人税等調整額	5,460	9,757
販売品販売高	39,300	44,645	法人税等合計	155,225	187,898
販売手数料	4,305	4,724	当期剰余金	575,422	557,646
検査手数料	147	—	当期首繰越剰余金	3,090,787	2,178,010
その他の収益	991	1,451	施設整備積立金取崩額	630,000	—
(8) 販売事業費用	33,315	35,277	土地再評価差額金取崩額	117,578	65,740
販売品販売原価	28,693	29,915	当期末処分剰余金	4,413,787	2,801,396
その他の費用	4,622	5,362			
販売事業総利益	11,429	15,534			
(9) 保管事業収益	—	—			
保管事業総利益	—	—			

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. 注記表

令和3年度	令和4年度
<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)子会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p>①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)購入品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2)販売品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)：定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く)：定額法</p> <p>(3)リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、主に貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店および融資部融資課が資産査定を実施し、第二次査定部署である審査部審査課、企画部企画課が検証を行い、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、</p>	<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)子会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p>①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)購入品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2)販売品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)：定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く)：定額法</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、主に貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店および融資部融資課が資産査定を実施し、第二次査定部署である審査部審査課、企画部企画課が検証を行い、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、</p>

令和3年度	令和4年度
<p>その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理することとしています。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準</p> <p>収益認識関連 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>(1)購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(2)販売事業 組合員が生産した農産物等を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(3)利用事業 農業用機器の貸出や農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設等の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識</p>	<p>その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理することとしています。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>5. 収益及び費用の計上基準</p> <p>収益認識関連 当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>(1)購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(2)販売事業 組合員が生産した農産物等を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(3)利用事業 農業用機器の貸出や農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設等の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識</p>

令和3年度	令和4年度
<p>しています。</p> <p>(4)資産管理事業 組合員の依頼に基づき行う宅地等の売買及び賃貸借等の仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、契約当事者間において宅地等の売買及び賃貸借等が完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続</p> <p>(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 なお、各事業間との取引で計上される内部取引の金額に重要性はありません。</p> <p>(2)当組合が収益認識に関する会計基準に基づく代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。</p> <p>II 会計方針の変更に関する注記</p> <p>1. 収益認識に関する会計基準の適用 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>(1)代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。</p>	<p>しています。</p> <p>(4)資産管理事業 組合員の依頼に基づき行う宅地等の売買及び賃貸借等の仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、契約当事者間において宅地等の売買及び賃貸借等が完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続</p> <p>(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 なお、各事業間との取引で計上される内部取引の金額に重要性はありません。</p> <p>II 会計方針の変更に関する注記 (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会期方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。</p>

令和3年度	令和4年度
<p>(2)購買事業における支払い奨励金の会計処理 購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等は、従来は、指導支出として計上していましたが、顧客へ支払われる対価と認められる場合は取引価格から減額する方法に変更しています。</p> <p>収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より新たな会計方針を遡及適用し、当期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。</p> <p>この結果、当事業年度の事業収益が221,511千円、事業費用が221,511千円減少していますが、当事業年度の損益への影響はありません。なお、利益剰余金の期首残高にも影響はありません。</p> <p>2. 時価の算定に関する会計基準の適用 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p> <p>Ⅲ 会計上の見積りに関する注記</p> <p>1. 固定資産の減損</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 31,468千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。</p> <p>固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和元年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>	<p>Ⅲ 会計上の見積りに関する注記</p> <p>1. 固定資産の減損</p> <p>① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 1,741千円</p> <p>② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。</p> <p>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。</p> <p>固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。</p> <p>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>

令和3年度	令和4年度
<p>IV 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は206,506千円であり、その内訳は、次のとおりです。 機械装置 3,033千円 土地 201,685千円 その他の有形固定資産 1,787千円</p> <p>2. 担保に供している資産 農林中央金庫に定期預金5,000,000千円と、松戸市水道事業収納事務取扱に現金500千円と、松戸市下水道事業収納事務取扱に現金500千円があり、営業保証金として現金2,400千円があります。</p> <p>3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務 子会社に対する金銭債権の総額 -千円 子会社に対する金銭債務の総額 227,978千円</p> <p>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は944,349千円です。</p> <p>5. 信用事業を行う組合に要求される注記 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)～(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は40,205千円、危険債権額は1,798,750千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権はなく、貸出条件緩和債権額は17,959千円です。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,856,916千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」とし</p>	<p>IV 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は206,506千円であり、その内訳は、次のとおりです。 機械装置 3,033千円 土地 201,685千円 その他の有形固定資産 1,787千円</p> <p>2. 担保に供している資産 農林中央金庫に定期預金5,000,000千円と、松戸市水道事業収納事務取扱に現金500千円と、松戸市下水道事業収納事務取扱に現金500千円があり、営業保証金として現金2,400千円があります。</p> <p>3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務 子会社に対する金銭債権の総額 -千円 子会社に対する金銭債務の総額 241,028千円</p> <p>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は884,404千円です。</p> <p>5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)～(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は64,753千円、危険債権額は1,144,831千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,209,585千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」とし</p>

令和3年度

て負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1)再評価を行った年月日 平成11年12月31日
(流山地区 平成11年 3月31日)

(2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 311,376千円

(3)同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

V 損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引高の総額

(1)子会社との取引による収益総額	3,064千円
うち事業取引高	2千円
うち事業取引以外の取引高	3,061千円
(2)子会社との取引による費用総額	3千円
うち事業取引高	3千円
うち事業取引以外の取引高	-千円

2. 減損損失に関する注記

(1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、および組合員の営農・生活関連施設であってそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでない経済センターについては共用資産と認識しました。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
鎌ヶ谷支店	営業店舗	土 地	
運 河 支 店	営業店舗	土 地	

(2)減損損失の認識に至った経緯

場 所	内 容
鎌ヶ谷支店	鎌ヶ谷支店の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
運 河 支 店	運河支店の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

令和4年度

て負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1)再評価を行った年月日 平成11年12月31日
(流山地区 平成11年 3月31日)

(2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 337,083千円

(3)同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

V 損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引高の総額

(1)子会社との取引による収益総額	3,061千円
うち事業取引高	—千円
うち事業取引以外の取引高	3,061千円
(2)子会社との取引による費用総額	5千円
うち事業取引高	5千円
うち事業取引以外の取引高	—千円

2. 減損損失に関する注記

(1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、および組合員の営農・生活関連施設であってそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでない経済センターについては共用資産と認識しました。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
鎌ヶ谷支店	営業店舗	土 地	
神奈川県真鶴町	賃 貸	土 地	業務外固定資産

(2)減損損失の認識に至った経緯

場 所	内 容
鎌ヶ谷支店	鎌ヶ谷支店の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
神奈川県真鶴町	将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。

令和3年度

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失額	
鎌ヶ谷支店	土 地	7,408千円
運河支店	土 地	24,059千円
合 計		31,468千円

(4)回収可能価額の算定方法

場 所	内 容
鎌ヶ谷支店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
運河支店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。

Ⅵ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し、融資部融資課及び各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析

令和4年度

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失額	
鎌ヶ谷支店	土 地	1,140千円
神奈川県真鶴町	土 地	601千円
合 計		1,741千円

(4)回収可能価額の算定方法

場 所	内 容
鎌ヶ谷支店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
神奈川県真鶴町	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。

Ⅵ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し、融資部融資課及び各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析

令和3年度	令和4年度
<p>などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.11%上昇したものと想定した場合には、経済価値が131,281千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> <p>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。</p>	<p>などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が77,345千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③ 資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等</p> <p>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。</p>

令和3年度

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	229,589,718	229,591,735	2,016
有価証券			
その他有価証券	1,731,744	1,731,744	—
貸 出 金	147,612,905		
貸倒引当金(*1)	△ 381,864		
貸倒引当金控除後	147,231,041	149,901,075	2,670,034
資産計	378,552,504	381,224,554	2,672,050
貯 金	363,796,193	363,801,081	4,887
負債計	363,796,193	363,801,081	4,887

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格により、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第26号に従い、経過措置を適用しています。なお、株式については保有していません。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、

令和4年度

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	230,349,691	230,325,952	△ 23,738
有価証券			
その他有価証券	1,615,220	1,615,220	—
貸 出 金	151,725,581		
貸倒引当金(*1)	△ 345,343		
貸倒引当金控除後	151,380,237	152,881,836	1,501,599
資産計	383,345,148	384,823,009	1,477,860
貯 金	368,368,970	368,276,340	△ 92,630
負債計	368,368,970	368,276,340	△ 92,630

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券のうち、社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、

令和3年度

将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	19,749,987
合計	19,749,987

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	229,589,718	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	40,000	—	—	—	—	1,700,000
貸出金(*1,2)	483,211	7,740,265	7,950,894	7,612,679	8,965,844	113,903,561
合計	230,112,930	7,740,265	7,950,894	7,612,679	8,965,844	115,603,561

(*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越169,690千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等956,449千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	328,715,968	16,559,759	15,767,076	1,214,748	1,275,214	263,426
合計	328,715,968	16,559,759	15,767,076	1,214,748	1,275,214	263,426

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	国 債	40,164	40,004	159
	社 債	—	—	—
	小 計	40,164	40,004	159
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	国 債	—	—	—
	社 債	1,691,580	1,714,627	△ 23,047
	小 計	1,691,580	1,714,627	△ 23,047
合計		1,731,744	1,754,632	△ 22,888

令和4年度

将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資	19,751,587
合計	19,751,587

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	230,349,691	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	1,700,000
貸出金(*1,2)	1,278,983	8,129,645	8,065,058	9,381,554	7,325,790	116,648,098
合計	231,628,675	8,129,645	8,065,058	9,381,554	7,325,790	118,348,098

(*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越165,199千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等896,449千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	335,236,593	16,029,873	14,790,068	1,313,429	775,942	223,062
合計	335,236,593	16,029,873	14,790,068	1,313,429	775,942	223,062

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	社 債	—	—	—
	小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	社 債	1,615,220	1,712,632	△ 97,412
	小 計	1,615,220	1,712,632	△ 97,412
合計		1,615,220	1,712,632	△ 97,412

令和3年度	令和4年度																								
<p>(*) なお、上記の差額に繰延税金資産 6,330 千円を加えた額△ 16,557 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。</p> <p>2. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。</p> <p>3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。</p> <p>4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。</p>	<p>(*) なお、上記の差額に繰延税金資産 26,944 千円を加えた額△ 70,468 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。</p> <p>2. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。</p> <p>3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。</p> <p>4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。</p>																								
Ⅷ 退職給付に関する注記	Ⅷ 退職給付に関する注記																								
1. 退職給付に係る注記	1. 退職給付に係る注記																								
(1) 採用している退職給付制度の概要	(1) 採用している退職給付制度の概要																								
職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。	職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。																								
(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首における退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,438,237 千円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">139,240 千円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">— 千円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">△ 10,088 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>△ 144,335 千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,423,053 千円</td> </tr> </table>	期首における退職給付債務	2,438,237 千円	勤務費用	139,240 千円	利息費用	— 千円	数理計算上の差異の発生額	△ 10,088 千円	退職給付の支払額	<u>△ 144,335 千円</u>	期末における退職給付債務	2,423,053 千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首における退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,423,053 千円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">134,523 千円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">— 千円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">37,513 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>△ 175,699 千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,419,392 千円</td> </tr> </table>	期首における退職給付債務	2,423,053 千円	勤務費用	134,523 千円	利息費用	— 千円	数理計算上の差異の発生額	37,513 千円	退職給付の支払額	<u>△ 175,699 千円</u>	期末における退職給付債務	2,419,392 千円
期首における退職給付債務	2,438,237 千円																								
勤務費用	139,240 千円																								
利息費用	— 千円																								
数理計算上の差異の発生額	△ 10,088 千円																								
退職給付の支払額	<u>△ 144,335 千円</u>																								
期末における退職給付債務	2,423,053 千円																								
期首における退職給付債務	2,423,053 千円																								
勤務費用	134,523 千円																								
利息費用	— 千円																								
数理計算上の差異の発生額	37,513 千円																								
退職給付の支払額	<u>△ 175,699 千円</u>																								
期末における退職給付債務	2,419,392 千円																								
(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首における年金資産</td> <td style="text-align: right;">1,420,823 千円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">9,475 千円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">△ 89 千円</td> </tr> <tr> <td>退職共済制度への拠出金</td> <td style="text-align: right;">97,100 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>△ 86,750 千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における年金資産</td> <td style="text-align: right;">1,440,559 千円</td> </tr> </table>	期首における年金資産	1,420,823 千円	期待運用収益	9,475 千円	数理計算上の差異の発生額	△ 89 千円	退職共済制度への拠出金	97,100 千円	退職給付の支払額	<u>△ 86,750 千円</u>	期末における年金資産	1,440,559 千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首における年金資産</td> <td style="text-align: right;">1,440,559 千円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">9,604 千円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">△ 88 千円</td> </tr> <tr> <td>退職共済制度への拠出金</td> <td style="text-align: right;">89,363 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>△ 98,092 千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における年金資産</td> <td style="text-align: right;">1,441,346 千円</td> </tr> </table>	期首における年金資産	1,440,559 千円	期待運用収益	9,604 千円	数理計算上の差異の発生額	△ 88 千円	退職共済制度への拠出金	89,363 千円	退職給付の支払額	<u>△ 98,092 千円</u>	期末における年金資産	1,441,346 千円
期首における年金資産	1,420,823 千円																								
期待運用収益	9,475 千円																								
数理計算上の差異の発生額	△ 89 千円																								
退職共済制度への拠出金	97,100 千円																								
退職給付の支払額	<u>△ 86,750 千円</u>																								
期末における年金資産	1,440,559 千円																								
期首における年金資産	1,440,559 千円																								
期待運用収益	9,604 千円																								
数理計算上の差異の発生額	△ 88 千円																								
退職共済制度への拠出金	89,363 千円																								
退職給付の支払額	<u>△ 98,092 千円</u>																								
期末における年金資産	1,441,346 千円																								
(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,423,053 千円</td> </tr> <tr> <td>特定退職金共済制度</td> <td style="text-align: right;"><u>△ 1,440,559 千円</u></td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">982,494 千円</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;"><u>182,292 千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">1,164,787 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">1,164,787 千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	2,423,053 千円	特定退職金共済制度	<u>△ 1,440,559 千円</u>	未積立退職給付債務	982,494 千円	未認識数理計算上の差異	<u>182,292 千円</u>	貸借対照表計上額純額	1,164,787 千円	退職給付引当金	1,164,787 千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,419,392 千円</td> </tr> <tr> <td>特定退職金共済制度</td> <td style="text-align: right;"><u>△ 1,441,346 千円</u></td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">978,046 千円</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;"><u>54,050 千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">1,032,096 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">1,032,096 千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	2,419,392 千円	特定退職金共済制度	<u>△ 1,441,346 千円</u>	未積立退職給付債務	978,046 千円	未認識数理計算上の差異	<u>54,050 千円</u>	貸借対照表計上額純額	1,032,096 千円	退職給付引当金	1,032,096 千円
退職給付債務	2,423,053 千円																								
特定退職金共済制度	<u>△ 1,440,559 千円</u>																								
未積立退職給付債務	982,494 千円																								
未認識数理計算上の差異	<u>182,292 千円</u>																								
貸借対照表計上額純額	1,164,787 千円																								
退職給付引当金	1,164,787 千円																								
退職給付債務	2,419,392 千円																								
特定退職金共済制度	<u>△ 1,441,346 千円</u>																								
未積立退職給付債務	978,046 千円																								
未認識数理計算上の差異	<u>54,050 千円</u>																								
貸借対照表計上額純額	1,032,096 千円																								
退職給付引当金	1,032,096 千円																								
(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">139,240 千円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△ 9,475 千円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>△ 89,361 千円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">40,403 千円</td> </tr> </table>	勤務費用	139,240 千円	期待運用収益	△ 9,475 千円	数理計算上の差異の費用処理額	<u>△ 89,361 千円</u>	合計	40,403 千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">134,523 千円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△ 9,604 千円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>△ 90,640 千円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">34,278 千円</td> </tr> </table>	勤務費用	134,523 千円	期待運用収益	△ 9,604 千円	数理計算上の差異の費用処理額	<u>△ 90,640 千円</u>	合計	34,278 千円								
勤務費用	139,240 千円																								
期待運用収益	△ 9,475 千円																								
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△ 89,361 千円</u>																								
合計	40,403 千円																								
勤務費用	134,523 千円																								
期待運用収益	△ 9,604 千円																								
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△ 90,640 千円</u>																								
合計	34,278 千円																								
(注) 特定退職共済制度への拠出金 97,100 千円は、「福利厚生費」で処理しています。	(注) 特定退職共済制度への拠出金 89,363 千円は、「福利厚生費」で処理しています。																								
(6) 年金資産の主な内訳	(6) 年金資産の主な内訳																								
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">債券</td> <td style="text-align: right;">64 %</td> </tr> <tr> <td>年金保険投資</td> <td style="text-align: right;">27 %</td> </tr> <tr> <td>現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">4 %</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>5 %</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">100 %</td> </tr> </table>	債券	64 %	年金保険投資	27 %	現金及び預金	4 %	その他	<u>5 %</u>	合計	100 %	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">債券</td> <td style="text-align: right;">63 %</td> </tr> <tr> <td>年金保険投資</td> <td style="text-align: right;">28 %</td> </tr> <tr> <td>現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">5 %</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>4 %</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">100 %</td> </tr> </table>	債券	63 %	年金保険投資	28 %	現金及び預金	5 %	その他	<u>4 %</u>	合計	100 %				
債券	64 %																								
年金保険投資	27 %																								
現金及び預金	4 %																								
その他	<u>5 %</u>																								
合計	100 %																								
債券	63 %																								
年金保険投資	28 %																								
現金及び預金	5 %																								
その他	<u>4 %</u>																								
合計	100 %																								

令和3年度	令和4年度																																																																																																								
<p>(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。</p> <p>(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 0.00% 長期期待運用収益率 0.66%</p> <p>2. 特例業務負担金の将来見込額 人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28,548千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、291,902千円となっています。</p>	<p>(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。</p> <p>(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 割引率 0.00% 長期期待運用収益率 0.66%</p> <p>2. 特例業務負担金の将来見込額 人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金27,980千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、249,621千円となっています。</p>																																																																																																								
<p>Ⅸ 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位：千円)</p> <table border="0"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">12,997</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">322,180</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">32,929</td></tr> <tr><td>減損損失(土地)</td><td style="text-align: right;">52,872</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">36,262</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">5,475</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">4,355</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">8,821</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">6,330</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,095</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">484,322</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△ 84,380</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計(A)</td><td style="text-align: right;">399,941</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計(B)</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額(A)+(B)</td><td style="text-align: right;">399,941</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="0"> <tr><td>法定実効税率(調整)</td><td style="text-align: right;">27.66%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">3.78</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△ 5.13</td></tr> <tr><td>事業分量配当金</td><td style="text-align: right;">△ 2.19</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.99</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△ 3.32</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△ 0.54</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">21.24%</td></tr> </table>	繰延税金資産		役員退職慰労引当金	12,997	退職給付引当金	322,180	減損損失	32,929	減損損失(土地)	52,872	賞与引当金	36,262	未払費用	5,475	資産除去債務	4,355	未払事業税	8,821	その他有価証券評価差額金	6,330	その他	2,095	繰延税金資産小計	484,322	評価性引当金	△ 84,380	繰延税金資産合計(A)	399,941	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	—	繰延税金負債合計(B)	—	繰延税金資産の純額(A)+(B)	399,941	法定実効税率(調整)	27.66%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.78	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.13	事業分量配当金	△ 2.19	住民税均等割等	0.99	評価性引当額の増減	△ 3.32	その他	△ 0.54	税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.24%	<p>Ⅸ 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位：千円)</p> <table border="0"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">15,996</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">285,477</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">30,259</td></tr> <tr><td>減損損失(土地)</td><td style="text-align: right;">52,370</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">35,235</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">5,537</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">5,970</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">10,591</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">26,944</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,545</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">469,928</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△ 84,267</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計(A)</td><td style="text-align: right;">385,660</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計(B)</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額(A)+(B)</td><td style="text-align: right;">385,660</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="0"> <tr><td>法定実効税率(調整)</td><td style="text-align: right;">27.66%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">3.75</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△ 5.06</td></tr> <tr><td>事業分量配当金</td><td style="text-align: right;">△ 2.08</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.97</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△ 0.02</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△ 0.02</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">25.20%</td></tr> </table>	繰延税金資産		役員退職慰労引当金	15,996	退職給付引当金	285,477	減損損失	30,259	減損損失(土地)	52,370	賞与引当金	35,235	未払費用	5,537	資産除去債務	5,970	未払事業税	10,591	その他有価証券評価差額金	26,944	その他	1,545	繰延税金資産小計	469,928	評価性引当金	△ 84,267	繰延税金資産合計(A)	385,660	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	—	繰延税金負債合計(B)	—	繰延税金資産の純額(A)+(B)	385,660	法定実効税率(調整)	27.66%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.75	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.06	事業分量配当金	△ 2.08	住民税均等割等	0.97	評価性引当額の増減	△ 0.02	その他	△ 0.02	税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.20%
繰延税金資産																																																																																																									
役員退職慰労引当金	12,997																																																																																																								
退職給付引当金	322,180																																																																																																								
減損損失	32,929																																																																																																								
減損損失(土地)	52,872																																																																																																								
賞与引当金	36,262																																																																																																								
未払費用	5,475																																																																																																								
資産除去債務	4,355																																																																																																								
未払事業税	8,821																																																																																																								
その他有価証券評価差額金	6,330																																																																																																								
その他	2,095																																																																																																								
繰延税金資産小計	484,322																																																																																																								
評価性引当金	△ 84,380																																																																																																								
繰延税金資産合計(A)	399,941																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																									
その他有価証券評価差額金	—																																																																																																								
繰延税金負債合計(B)	—																																																																																																								
繰延税金資産の純額(A)+(B)	399,941																																																																																																								
法定実効税率(調整)	27.66%																																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.78																																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.13																																																																																																								
事業分量配当金	△ 2.19																																																																																																								
住民税均等割等	0.99																																																																																																								
評価性引当額の増減	△ 3.32																																																																																																								
その他	△ 0.54																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.24%																																																																																																								
繰延税金資産																																																																																																									
役員退職慰労引当金	15,996																																																																																																								
退職給付引当金	285,477																																																																																																								
減損損失	30,259																																																																																																								
減損損失(土地)	52,370																																																																																																								
賞与引当金	35,235																																																																																																								
未払費用	5,537																																																																																																								
資産除去債務	5,970																																																																																																								
未払事業税	10,591																																																																																																								
その他有価証券評価差額金	26,944																																																																																																								
その他	1,545																																																																																																								
繰延税金資産小計	469,928																																																																																																								
評価性引当金	△ 84,267																																																																																																								
繰延税金資産合計(A)	385,660																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																									
その他有価証券評価差額金	—																																																																																																								
繰延税金負債合計(B)	—																																																																																																								
繰延税金資産の純額(A)+(B)	385,660																																																																																																								
法定実効税率(調整)	27.66%																																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.75																																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.06																																																																																																								
事業分量配当金	△ 2.08																																																																																																								
住民税均等割等	0.97																																																																																																								
評価性引当額の増減	△ 0.02																																																																																																								
その他	△ 0.02																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.20%																																																																																																								

令和3年度	令和4年度																										
<p>X 収益認識に関する注記</p> <p>「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。</p> <p>XI その他の注記</p> <p>1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記</p> <p>(1) オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">1年以内</th> <th style="width: 33%;">1年超</th> <th style="width: 33%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">12,724</td> <td style="text-align: center;">128,181</td> <td style="text-align: center;">140,906</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記</p> <p>(1) 貸借対照表に計上している資産除去債務</p> <p>1. 当該資産除去債務の概要</p> <p>当事業年度において、当組合の一部に使用・保管されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法</p> <p>資産除去債務の見積りにあたり、支出までの期間が見込めないことから当該資産の撤去・処分費用を合理的に見積り、その金額を資産除去債務としています。</p> <p>3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">— 千円</td> </tr> <tr> <td>見積の変更による増加額</td> <td style="text-align: right;"><u>15,746 千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;">15,746 千円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸借対照表に計上していない資産除去債務</p> <p>当組合は、松戸南支店、松戸西支店、鎌ヶ谷支店、流山経済センターに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p>	1年以内	1年超	合計	12,724	128,181	140,906	期首残高	— 千円	見積の変更による増加額	<u>15,746 千円</u>	期末残高	15,746 千円	<p>X 収益認識に関する注記</p> <p>「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。</p> <p>XI その他の注記</p> <p>1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記</p> <p>(1) オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">1年以内</th> <th style="width: 33%;">1年超</th> <th style="width: 33%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">15,454</td> <td style="text-align: center;">126,376</td> <td style="text-align: center;">141,831</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記</p> <p>(1) 貸借対照表に計上している資産除去債務</p> <p>1. 当該資産除去債務の概要</p> <p>当事業年度において、当組合の一部に使用・保管されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法</p> <p>資産除去債務の見積りにあたり、支出までの期間が見込めないことから当該資産の撤去・処分費用を合理的に見積り、その金額を資産除去債務としています。</p> <p>3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">15,746 千円</td> </tr> <tr> <td>見積の変更による増加額</td> <td style="text-align: right;">8,000 千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td style="text-align: right;"><u>△ 2,160 千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;">21,586 千円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸借対照表に計上していない資産除去債務</p> <p>当組合は、松戸南支店、松戸西支店、鎌ヶ谷支店、流山経済センターに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p>	1年以内	1年超	合計	15,454	126,376	141,831	期首残高	15,746 千円	見積の変更による増加額	8,000 千円	資産除去債務の履行による減少額	<u>△ 2,160 千円</u>	期末残高	21,586 千円
1年以内	1年超	合計																									
12,724	128,181	140,906																									
期首残高	— 千円																										
見積の変更による増加額	<u>15,746 千円</u>																										
期末残高	15,746 千円																										
1年以内	1年超	合計																									
15,454	126,376	141,831																									
期首残高	15,746 千円																										
見積の変更による増加額	8,000 千円																										
資産除去債務の履行による減少額	<u>△ 2,160 千円</u>																										
期末残高	21,586 千円																										

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	4,413,787	2,801,397
2. 剰 余 金 処 分 額	2,735,777	1,303,474
1. 出 資 配 当 金	47,893	47,278
2. 事 業 分 量 配 当 金	57,884	56,195
3. 施 設 整 備 積 立 金	1,130,000	500,000
4. 経 営 基 盤 強 化 積 立 金	1,000,000	500,000
5. 災 害 対 策 積 立 金	500,000	200,000
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	2,178,010	1,497,923

剰余金処分量の説明

令和3年度

- (1) 出資配当金は年3.0%の割合です。
- (2) 事業の利用分量に対する配当の基準は、定期貯金の年間平均残高1,000千円以上に対し0.05%の割合です。
- (3) 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額等は別表のとおりです。
- (4) 次期繰越剰余金には、営農指導、教育、生活、文化改善事業の費用に充てるための繰越額29,000,000円が含まれます。

<別表>

種 類	積立目的	積立基準	取崩基準	積立目標額	処分後残高
信用事業強化積立金	金融情勢の悪化に対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	貸出先の信用悪化等に伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
J Aグループ組織整備積立金	J Aグループの組織整備に対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	J Aグループの組織整備に取り組むことに伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円
情報化対策積立金	情報システムに対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	情報システムの開発及び既存システムの再構築のために多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円
経営基盤強化積立金	J Aの事業及び経営の改善のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	組合員サービスの充実、事業機能強化、経営改善に取り組むことに伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	50億円	45億円
リスク管理積立金	J Aの経営に多大な影響を及ぼすリスクに備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	損害賠償等多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
施設整備積立金	施設の取得及び既存施設の改修整備のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	施設の取得等多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	20億円	15億円
災害対策積立金	J Aに多大な影響を及ぼす自然災害に備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	自然災害により甚大な事態が発生し、復興のために多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	8億円
減損会計対策積立金	減損会計適用による財務への影響に備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	減損会計適用により多額の損失を計上したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円

令和4年度

- (1) 出資配当金は年3.0%の割合です。
- (2) 事業の利用分量に対する配当の基準は、定期貯金の年間平均残高1,000千円以上に対し0.05%の割合です。
- (3) 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額等は別表のとおりです。
- (4) 次期繰越剰余金には、営農指導、教育、生活、文化改善事業の費用に充てるための繰越額28,000,000円が含まれます。

<別表>

種 類	積立目的	積立基準	取崩基準	積立目標額	処分後残高
信用事業強化積立金	金融情勢の悪化に対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	貸出先の信用悪化等に伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
J Aグループ組織整備積立金	J Aグループの組織整備に対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	J Aグループの組織整備に取り組むことに伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円
情報化対策積立金	情報システムに対応するため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	情報システムの開発及び既存システムの再構築のために多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円
経営基盤強化積立金	J Aの事業及び経営の改善のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	組合員サービスの充実、事業機能強化、経営改善に取り組むことに伴い多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	50億円	50億円
リスク管理積立金	J Aの経営に多大な影響を及ぼすリスクに備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	損害賠償等多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
施設整備積立金	施設の取得及び既存施設の改修整備のため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	施設の取得等多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	20億円	20億円
災害対策積立金	J Aに多大な影響を及ぼす自然災害に備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	自然災害により甚大な事態が発生し、復興のために多額の支出を要したときに相当額を取り崩す。	10億円	10億円
減損会計対策積立金	減損会計適用による財務への影響に備えるため。	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積み立てる。	減損会計適用により多額の損失を計上したときに相当額を取り崩す。	5億円	5億円

5. 部門別損益計算書

(令和3年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活・その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,788,546	3,093,133	855,616	601,585	237,249	960	
事業費用②	1,194,549	511,107	27,309	523,244	82,522	50,366	
事業総利益③ (①-②)	3,593,996	2,582,026	828,306	78,341	154,727	△49,405	
事業管理費④	3,169,312	1,833,984	555,652	423,354	275,552	80,769	
(うち減価償却費⑤)	(192,297)	(107,102)	(21,979)	(45,866)	(14,529)	(2,819)	
(うち人件費⑤')	(2,456,774)	(1,429,096)	(461,306)	(273,839)	(224,397)	(68,135)	
※うち共通管理費⑥		713,895	187,663	203,503	85,004	19,104	△1,209,173
(うち減価償却費⑦)		(81,966)	(21,546)	(23,365)	(9,759)	(2,193)	(△138,831)
(うち人件費⑦')		(367,459)	(96,595)	(104,748)	(43,754)	(9,833)	(△622,390)
事業利益⑧ (③-④)	424,684	748,042	272,653	△345,012	△120,824	△130,174	
事業外収益⑨	348,493	205,748	54,085	58,654	24,498	5,506	
※うち共通分⑩		205,748	54,085	58,651	24,498	5,506	△348,490
事業外費用⑪	21,604	12,755	3,353	3,636	1,518	341	
※うち共通分⑫		12,755	3,353	3,636	1,518	341	△21,604
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	751,573	941,035	323,386	△289,994	△97,844	△125,010	
特別利益⑭	76,819	45,354	11,922	12,928	5,400	1,213	
※うち共通分⑮		45,354	11,922	12,928	5,400	1,213	△76,819
特別損失⑯	97,745	57,749	15,118	16,490	6,848	1,539	
※うち共通分⑰		57,511	15,118	16,394	6,848	1,539	△97,411
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	730,647	928,640	320,190	△293,556	△99,292	△125,335	
営農指導事業分配賦額⑲		88,812	29,842	1,591	5,088	△125,335	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	730,647	839,828	290,348	△295,147	△104,380		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等
(人数割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
 - 営農指導事業
各事業総利益割の過去3か年の平均値

- 配賦割合(1.の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	59.04%	15.52%	16.83%	7.03%	1.58%	100.00%
営農指導事業	70.86%	23.81%	1.27%	4.06%		100.00%

(令和4年度)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,550,575	2,827,933	845,538	644,242	228,203	4,656	
事業費用②	1,180,929	466,820	31,212	553,499	72,478	56,918	
事業総利益③ (①-②)	3,369,645	2,361,113	814,326	90,742	155,725	△ 52,261	
事業管理費④	3,094,415	1,776,521	541,982	423,057	226,400	126,452	
（うち減価償却費⑤）	(181,188)	(94,519)	(20,245)	(47,452)	(12,815)	(6,155)	
（うち人件費⑤'）	(2,367,867)	(1,368,983)	(446,010)	(271,904)	(180,579)	(100,389)	
※うち共通管理費⑥		699,483	187,558	200,365	73,251	36,266	△ 1,196,926
（うち減価償却費⑦）		(73,807)	(19,790)	(21,142)	(7,729)	(3,826)	(△ 126,296)
（うち人件費⑦'）		(353,974)	(94,914)	(101,395)	(37,069)	(18,352)	(△ 605,705)
事業利益⑧ (③-④)	275,230	584,591	272,343	△ 332,314	△ 70,675	△ 178,714	
事業外収益⑨	301,104	174,475	46,783	51,013	19,071	9,760	
※うち共通⑩		174,475	46,783	49,978	18,271	9,046	△ 298,554
事業外費用⑪	13,924	8,137	2,182	2,331	852	421	
※うち共通⑫		8,137	2,182	2,331	852	421	△ 13,924
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	562,410	750,929	316,945	△ 283,632	△ 52,456	△ 169,375	
特別利益⑭	185,312	107,815	28,909	31,570	11,336	5,680	
※うち共通⑮		107,815	28,909	30,883	11,290	5,590	△ 184,488
特別損失⑯	2,177	1,266	339	373	132	65	
※うち共通⑰		1,266	339	362	132	65	△ 2,166
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	745,544	857,477	345,514	△ 252,434	△ 41,252	△ 163,760	
営農指導事業分配賦額⑲		116,318	38,139	2,767	6,534	△ 163,760	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	745,544	741,158	307,375	△ 255,202	△ 47,786		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等
(人数割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
 - 営農指導事業
各事業総利益割の過去3か年の平均値

- 配賦割合(1.の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	58.44%	15.67%	16.74%	6.12%	3.03%	100.00%
営農指導事業	71.03%	23.29%	1.69%	3.99%		100.00%

6. 会計監査人の監査

令和3年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(事業収益)	5,477	5,281	5,074	4,788	4,551
信用事業収益	3,369	3,245	3,037	3,093	2,827
共済事業収益	1,037	1,005	973	855	845
農業関連事業収益	701	723	777	601	644
生活その他事業収益	368	306	282	237	228
営農指導事業収益	1	1	3	1	4
経常利益	804	1,262	797	751	562
当期剰余金	511	1,049	532	575	557
出資金 (出資口数)	1,665 (1,665,365)	1,657 (1,657,906)	1,633 (1,633,149)	1,614 (1,614,282)	1,593 (1,593,676)
純資産額	34,344	35,160	35,490	35,906	36,283
総資産額	406,508	401,968	404,958	406,775	411,110
貯金等残高	364,805	360,285	362,483	363,796	368,369
貸出金残高	139,898	141,172	142,732	147,612	151,725
有価証券残高	12,549	10,196	3,664	1,731	1,615
剰余金配当金額	86	109	107	105	103
出資配当額	49	49	48	47	47
事業利用分量配当額	37	60	58	57	56
職員数	345	346	342	339	338
単体自己資本比率	17.53	17.66	17.54	17.42	17.89

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
資金運用収支	2,944	2,644	△ 300
役務取引等収支	55	51	△ 4
その他信用事業収支	△ 418	△ 334	84
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	2,582 (0.680)	2,361 (0.617)	△ 220 (△0.063)
事業粗利益 (事業粗利益率)	4,066 (1.001)	3,712 (0.907)	△ 354 (△0.094)
事業純益	896	618	△ 278
実質事業純益	896	618	△ 278
コア事業純益	896	618	△ 278
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	896	618	△ 278

- (注) 1. 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 ÷ 信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 2. 事業粗利益率 = 事業粗利益 ÷ 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	377,026	2,788	0.739	375,365	2,550	0.679
うち預 金	228,023	1,256	0.551	227,776	1,158	0.508
うち貸 出 金	145,856	1,501	1.029	145,856	1,379	0.945
うち有 価 証 券	3,146	29	0.948	1,733	13	0.754
資 金 調 達 勘 定	368,734	33	0.008	370,425	33	0.008
うち貯金・定期積金	367,068	22	0.006	368,368	22	0.006
うち貸付留保金	1,665	10	0.648	2,056	10	0.525
総 資 金 利 ざ や			0.426			0.379

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)
 2. 経費率=信用部門の事業管理費÷資金調達勘定平均残高
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、中金からの貯金奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	48	△ 306
うち預 金	25	△ 167
うち貸 出 金	77	△ 122
うち有 価 証 券	△ 54	△ 16
支 払 利 息	△ 12	△ 6
うち貯金・定期積金	△ 14	△ 5
うち貸付留保金	1	0
差 引	60	△ 300

- (注) 1. 増減額は、前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、中金からの貯金奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流 動 性 貯 金	160,484 (44.1)	170,422 (46.4)	9,937
定 期 性 貯 金	203,096 (55.8)	196,259 (53.5)	△ 6,837
そ の 他 の 貯 金	333 (0.1)	386 (0.1)	△ 53
計	363,914 (100.0)	367,068 (100.0)	3,154
譲 渡 性 貯 金	— (—)	— (—)	—
合 計	363,914 (100.0)	367,068 (100.0)	3,154

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金=定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
定 期 貯 金	189,747 (100.0)	181,997 (100.0)	△ 7,750
うち固定金利定期	189,705 (100.0)	181,946 (100.0)	△ 7,759
うち変動金利定期	42 (0.0)	50 (0.0)	8

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手 形 貸 付	21	14	△ 6
証 書 貸 付	137,959	143,263	5,303
金 融 機 関 貸 付	7,693	7,693	—
当 座 貸 越	182	169	△ 12
割 引 手 形	—	—	—
合 計	145,856	151,140	5,284

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	87,737 (59.5)	88,800 (58.6)	1,063
変 動 金 利 貸 出	59,705 (40.5)	62,759 (41.4)	3,054
合 計	147,442 (100.0)	151,560 (100.0)	4,117

- (注) 1. 当座貸越を除いて表示しています。
 2. ()内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	1,069	918	△ 150
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	87,990	85,811	△ 2,178
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	89,059	86,730	△ 2,320
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	22,299	22,113	△ 186
そ の 他 保 証	21,096	26,729	5,633
計	43,395	48,842	5,446
信 用	15,157	16,152	994
合 計	147,612	151,725	4,112

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設 備 資 金	135,223 (91.6)	139,146 (91.7)	3,923
運 転 資 金	12,389 (8.4)	12,578 (8.3)	189
合 計	147,612 (100.0)	151,725 (100.0)	4,112

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	12,026 (8.1)	11,547 (7.6)	△ 478
製 造 業	6,011 (4.1)	6,622 (4.4)	610
鉱 業	151 (0.1)	186 (0.1)	34
建 設 業	5,928 (4.0)	6,363 (4.2)	434
不 動 産 業	65,128 (44.1)	62,332 (41.1)	△ 2,796
電気・ガス・熱供給水道業	736 (0.5)	819 (0.5)	83
運 輸 ・ 通 信 業	6,201 (4.2)	6,537 (4.3)	336
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	4,815 (3.3)	5,671 (3.7)	855
サ ー ビ ス 業	16,535 (11.2)	17,686 (11.7)	1,150
金 融 ・ 保 険 業	9,082 (6.2)	9,289 (6.1)	206
地 方 公 共 団 体	7,464 (5.1)	4,859 (5.6)	994
そ の 他	13,529 (9.2)	16,209 (10.7)	2,680
合 計	147,612 (100.0)	151,725 (100.0)	4,112

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
穀 作	3	7	3
野 菜 ・ 園 芸	121	126	5
果 樹 ・ 樹 園 農 業	30	37	6
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	38	66	28
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	193	238	44

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	60	99	39
農業制度資金	133	138	4
農業近代化資金	12	8	△3
その他制度資金	121	129	8
合 計	193	238	44

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保・保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	40	40	0	40
	4年度	64	64	0	64
危 険 債 権	3年度	1,798	1,394	372	1,766
	4年度	1,144	778	335	1,113
要 管 理 債 権	3年度	17	17	0	17
	4年度	0	0	0	0
三月以上延滞債権	3年度	—	—	—	—
	4年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	3年度	17	17	0	17
	4年度	0	0	0	0
小 計	3年度	1,856	1,452	372	1,825
	4年度	1,209	842	335	1,178
正 常 債 権	3年度	145,793			
	4年度	150,555			
合 計	3年度	147,650			
	4年度	151,764			

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補填契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	26	9	—	26	9	9	10	—	9	10
個別貸倒引当金	401	372	—	402	372	372	335	—	372	335
合 計	428	382	—	428	382	382	345	—	382	345

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	47,818	292,047	51,957	293,225
	金額	48,586	86,781	43,585	89,057
代金取立為替	件数	4	25	2	17
	金額	36	10	10	7
雑 為 替	件数	920	366	962	298
	金額	359	278	255	43
合 計	件数	48,742	292,438	52,921	293,540
	金額	48,982	87,070	43,851	89,108

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類		令和3年度	令和4年度	増 減
国	債	2,192	18	△ 2,173
地 方	債	—	—	—
政 府 保 証	債	—	—	—
金 融	債	—	—	—
短 期 社	債	—	—	—
社	債	954	1,714	760
株	式	—	—	—
そ の 他 の 証 券		—	—	—
合 計		3,146	1,733	△ 1,413

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
		令和3年度							
国	債	40	—	—	—	—	—	—	40
地 方	債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証	債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融	債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社	債	—	—	—	—	—	—	—	—
社	債	—	—	—	1,691	—	—	—	1,691
株	式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券		—	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度									
国	債	—	—	—	—	—	—	—	40
地 方	債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証	債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融	債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社	債	—	—	—	—	—	—	—	—
社	債	—	—	—	1,615	—	—	—	1,615
株	式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券		—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	40	40	0	—	—	—
	国債	40	40	0	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—
	投資証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	40	40	0	—	—	—
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	1,691	1,714	△ 23	1,615	1,712	△ 97
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,691	1,714	0	1,615	1,712	△ 97
	受益証券	—	—	—	—	—	—
	投資証券	—	—	—	—	—	—
小 計	1,691	1,714	—	1,615	1,712	△ 97	
合 計	合 計	1,731	1,754	△ 22	1,615	1,712	△ 97

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引(法定)

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高 (ファンドラップ含む)

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
投 資 信 託 残 高		49

② 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

項 目	令和3年度	令和4年度
投 資 信 託 残 高		94

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	5,435	125,564	5,659	120,234
	定期生命共済	85	1,150	230	1,349
	養老生命共済	489	39,816	340	36,463
	うちこども共済	244	13,296	214	12,303
	医療共済	90	4,736	157	4,198
	がん共済	—	185	—	179
	定期医療共済	—	747	—	718
	介護共済	509	5,493	511	5,842
	年金共済	—	113	—	113
建物更正共済	45,572	451,723	51,830	453,658	
合 計	52,185	629,530	52,728	622,755	

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保険金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	24	0	22
	98	113	90	215
計	98	138	90	237
がん共済	0	6	0	6
定期医療共済	—	1	—	1
合 計	98	146	90	245

(注)「種類」欄は主たる共済金額ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	563	7,142	563	7,483
認知症共済	—	—	318	318
生活障害共済（一時金型）	50	208	51	221
生活障害共済（定期年金型）	3	27	4	28
特定重度疾病共済	77	208	59	265

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	161	3,174	273	3,320
年金開始後	—	2,766	—	2,522
合 計	161	5,942	273	5,842

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	27,593	26	26,932	24
自 動 車 共 済		263		257
傷 害 共 済	1,622	1	8,006	1
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	8	0	8	0
賠 償 責 任 共 済		1		1
自 賠 責 共 済		26		25
合 計		319		310

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保証金額（死亡保障または火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

(単位：千円)

種 類		令和3年度	令和4年度
		取扱高	取扱高
生 産 資 材	肥 料	4,936	4,861
	飼 料	1,376	1,716
	農 業 機 械	59,460	37,883
	石 油 類	6,747	6,292
	そ の 他	80,854	111,428
	計	153,375	162,182
生 活 物 資	食 品	20,976	19,702
	耐 久 消 費 財	352	246
	日 用 保 健 雑 貨	66	—
	そ の 他	67,815	58,702
	計	89,209	78,650
合 計		242,584	240,833

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

②買取購買品

(単位：千円)

種 類		令和3年度	令和4年度
		供給高	供給高
生産資材	肥料	144,297	173,670
	農薬	119,920	121,913
	飼料	580	652
	農業機械	9,724	11,425
	石油類	42,462	40,074
	保温資材	6,931	6,825
	包装運搬資材	120,074	127,879
	その他	94,595	93,995
	計	538,587	576,436
生活物資	食品	67,550	56,259
	衣料品	2,608	2,592
	耐久消費財	9	27
	日用保健雑貨	657	910
	家庭燃料	—	—
	その他	605	1,028
	計	71,430	60,819
合計	610,017	637,255	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類		令和3年度	令和4年度
		取扱高	取扱高
米		—	—
野菜		984,690	992,356
果実		170,221	169,198
花き・花木		5,359	5,101
合計		1,160,271	1,166,655

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位：千円)

種 類		令和3年度	令和4年度
		販売高	販売高
米		34,107	39,454
野菜		5,193	5,190
合計		39,300	44,645

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 益		—	—
費 用		—	—

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和3年度	令和4年度
園芸施設	収 益	—	—
	費 用	—	—
	差 引	—	—
直 売 所	収 益	515	525
	費 用	463	726
	差 引	52	△ 200
店 頭 販 売	収 益	1,500	1,422
	費 用	14	49
	差 引	1,485	1,373
機 械	収 益	1,436	1,638
	費 用	1,257	1,938
	差 引	179	△ 300
精 米 機	収 益	10,714	10,671
	費 用	5,315	5,347
	差 引	5,459	5,324
そ の 他	収 益	—	—
	費 用	—	—
	差 引	—	—

(5) 資産管理事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 益		141,749	144,184
費 用		8,007	7,210

(6) 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 入	実 費 収 入	1,884	5,671
	合 計	1,884	5,671
支 出	営 農 改 善 費	8,766	11,263
	生 活 改 善 費	200	665
	組 織 強 化 費	35,726	35,497
	農 政 活 動 費	8,677	7,986
	教 育 情 報 費	75	4,695
	健 康 活 動 費	4,036	4,239
	指 導 雑 費	—	—
	合 計	57,483	64,347

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.185	0.137	△ 0.048
資本経常利益率	2.105	1.558	△ 0.547
総資産当期純利益率	0.141	0.136	△ 0.005
資本当期純利益率	1.611	1.544	△ 0.067

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和3年度	令和4年度	増 減
貯 貸 率	期 末	40.57	41.18	0.61
	期 中 平 均	40.07	41.17	1.10
貯 証 率	期 末	0.47	0.43	△ 0.04
	期 中 平 均	0.86	0.47	△ 0.39

- (注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
信用事業	貯 金 残 高	1,073,145	1,089,849
	貸 出 金 残 高	435,436	448,892
共済事業	長 期 共 済 保 有 高	1,857,021	1,842,470
経済事業	購 買 品 供 給 高	1,799	1,883
	販 売 品 取 扱 高	3,538	3,583

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
貯 金 残 高		25,985,442	26,312,069
貸 出 金 残 高		10,543,778	10,837,541
長 期 共 済 保 有 高		44,966,447	44,482,511
購 買 品 供 給 高		43,572	45,465
販 売 品 取 扱 高		85,683	86,521

(注) 店舗数は支店数(14)を対象として算出しています。

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	34,740	34,241
うち、出資金及び資本準備金の額	8,981	9,001
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	25,870	25,352
うち、外部流出予定額 (△)	103	105
うち、上記以外に該当するものの額	△ 7	△ 7
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10	9
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	10	9
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	94	196
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	34,844	34,447
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	13	17
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13	17
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	13	17
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	34,830	34,430
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	187,157	189,566
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,090	2,181
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	2,090	2,181
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,490	8,078
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	194,647	197,644
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.89%	17.42%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	1,413	—	—	1,237	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	40	—	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	7,464	—	—	8,459	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	1,996	399	15	2,832	566	22
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	226,826	45,365	1,814	231,505	46,301	1,852
法人等向け	5,264	4,845	193	1,062	647	25
中小企業等向け及び個人向け	9,908	7,037	281	15,752	11,476	459
抵当権付住宅ローン	64,601	22,133	885	65,567	22,510	900
不動産取得等事業向け	23,813	23,109	924	22,750	22,227	889
三月以上延滞等	998	766	30	935	712	28
取立未済手形	25	5	0	37	7	0
信用保証協会等による保証付	22,309	2,220	88	22,122	2,202	88
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	373	373	14	373	373	14
(うち出資等のエクスポージャー)	373	373	14	373	373	14
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	39,544	81,128	3,245	36,426	78,040	3,121
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	903	2,258	90	903	2,258	90
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	27,069	67,674	2,706	27,069	67,674	2,706
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	11,571	11,194	447	8,452	8,107	324
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちS T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマナデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		2,181	87		2,090	83
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用する エクスポージャー別計	404,581	189,566	7,582	409,062	187,157	7,486
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	404,581	189,566	7,582	409,062	187,157	7,486
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	8,078		323	7,490		299
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	197,644		7,905	194,647		7,785

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれています。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和3年度				令和4年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	3,098	3,098	—	—	4,487	4,487	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	815	—	815	—	813	—	813	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	235,449	7,693	903	—	240,139	7,693	903	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	242	242	—	—	123	123	—	—
	日本国政府・地方公共団体	7,504	7,464	40	—	8,459	8,459	—	—
	上記以外	19,982	232	—	—	19,966	216	—	—
個人	128,944	128,944	—	998	130,804	130,804	—	935	
その他の	8,543	—	—	—	4,267	—	—	—	
業種別残高計		404,581	147,676	1,759	998	409,062	151,785	1,717	935
1年以下		226,150	535	40		228,504	252	—	
1年超3年以下		1,244	1,244	—		4,117	2,017	—	
3年超5年以下		2,558	2,558	—		6,011	6,011	—	
5年超7年以下		7,755	7,755	—		3,288	2,774	513	
7年超10年以下		6,836	6,020	815		9,974	9,674	300	
10年超		129,350	128,447	903		130,822	129,919	903	
期限の定めのないもの		30,684	1,114	—		26,343	1,135	—	
残存期間別残高計		404,581	147,676	1,759		409,062	151,785	1,717	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和3年度				令和4年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	26	9	—	26	9	9	10	—	9	10
個別貸倒引当金	401	372	—	401	372	372	335	—	372	335
合 計	428	381	—	428	381	381	345	—	381	345

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位：百万円)

区 分	令和3年度						令和4年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	401	372	—	401	372	—	372	335	—	372	335	—
業種別計	401	372	—	401	372	—	372	335	—	372	335	—

(注) 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウエイト 0%	—	11,943	11,943	—	12,328	12,328
リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 10%	—	22,207	22,207	—	22,025	22,025
リスク・ウエイト 20%	—	228,849	228,849	—	234,374	234,374
リスク・ウエイト 35%	—	63,237	63,237	—	64,315	64,315
リスク・ウエイト 50%	815	53	869	813	53	866
リスク・ウエイト 75%	—	9,350	9,350	—	15,266	15,266
リスク・ウエイト 100%	—	42,128	42,128	—	33,830	33,830
リスク・ウエイト 150%	—	204	204	—	171	171
リスク・ウエイト 250%	—	27,973	27,973	—	27,973	27,973
その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—
合計	815	405,947	406,763	813	410,339	411,153

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	27	49	12	53
抵当権住宅ローン	—	—	0	0
不動産取得等事業向け	—	—	7	0
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	3	3	2	0
合 計	31	53	22	53

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期

の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他の有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「**その他の有価証券評価差額金**」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	19,749	19,749	19,751	19,751
合計	19,749	19,749	19,751	19,751

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他の有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用に係るリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップや金利オプション等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量($\Delta E V E$)については、金利感応ポジションに係る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出し

ており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、貸出金の変動によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

I R R B B 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	938	1,131	22	0
2	下方パラレルシフト	0	0	18	1
3	ステープ化	959	1,164		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	51	14		
6	短期金利低下	17	0		
7	最大値	959	1,164	22	1
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	34,430		33,981	

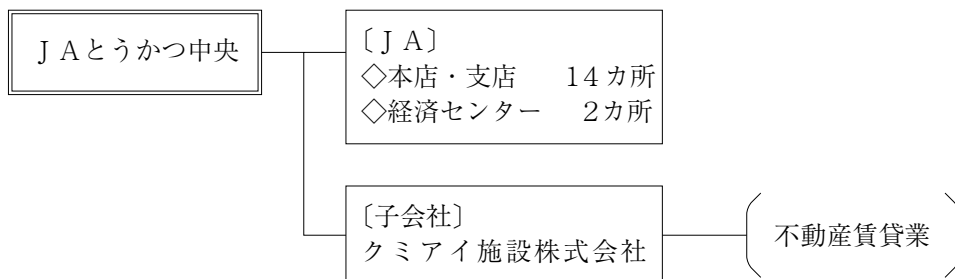
Ⅵ 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J Aとうかつ中央のグループは、当 J A 及び、連結子会社のクミアイ施設株式会社で構成されています。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

(単位：千円、%)

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当 J A の議決権比率
クミアイ施設株式会社	松戸市上本郷 2243-1	不動産賃貸業	昭和48年 3月13日	15,000	100.00

(3) 連結事業概況（令和4年度）

◇連結事業の概況

① 事業の概況

令和4年度の当 J A の連結決算の内容は、連結経常収益572百万円、連結当期剰余金565百万円、連結純資産36,464百万円、連結総資産410,999百万円で、連結自己資本比率は17.97%となりました。

② 連結子会社の事業概況

クミアイ施設株式会社

令和4年度の売上高は28百万円、当期利益は7百万円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益 (事業収益)	5,512	5,309	5,074	4,788	4,578
信用事業収益	3,369	3,245	3,037	3,093	2,827
共済事業収益	1,037	1,005	973	855	845
農業関連事業収益	701	723	777	601	644
その他事業収益	404	335	285	238	260
連結経常利益	854	1,317	808	756	572
連結当期剰余金	551	1,088	541	338	565
連結純資産額	34,847	35,734	36,050	36,172	36,464
連結総資産額	406,593	402,129	405,147	406,635	410,999
連結自己資本比率	17.68	17.83	17.72	17.50	17.97

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
1. 信用事業資産	380,199,884	384,769,643	1. 信用事業負債	366,034,225	370,322,014
(1) 現金及び預金	231,003,072	231,587,279	(1) 貯 金	363,568,215	368,127,942
現金	1,413,353	1,237,587	(2) その他の信用事業負債	2,466,009	2,194,071
預 金	229,589,718	230,349,691	2. 共済事業負債	1,490,466	1,327,501
(2) 有価証券	1,731,744	1,615,220	(1) 共済借入金	—	—
(3) 貸出金	147,612,905	151,725,581	(2) 共済資金	1,070,482	916,472
(4) その他の信用事業資産	234,027	186,907	(3) その他の共済事業負債	419,983	411,029
(5) 貸倒引当金	△ 381,864	△ 345,343	3. 経済事業負債	61,780	58,471
2. 共済事業資産	5,989	1,952	(1) 経済未払金	59,855	55,789
(1) 共済貸付金	—	—	(2) その他の経済事業負債	1,925	2,681
(2) その他の共済事業資産	5,989	1,952	4. 雑 負 債	1,108,946	1,081,465
3. 経済事業資産	183,975	199,716	5. 諸 引 当 金	1,161,187	1,163,964
(1) 経済事業未収金	110,150	108,454	(1) 賞与引当金	131,101	127,386
(2) 棚卸資産	72,119	89,555	(2) 退職給付に係る負債	982,494	978,046
(3) その他の経済事業資産	1,705	1,706	(3) 役員退職慰労引当金	47,591	58,532
(4) 貸倒引当金	—	—	6. 再評価に係る繰延税金負債	606,653	581,517
4. 雑 資 産	430,554	377,808	負債の部合計	370,463,260	374,534,934
5. 固定資産	5,770,362	5,582,630	1. 組合員資本	34,481,660	34,986,212
(1) 有形固定資産	5,753,168	5,568,630	(1) 出 資 金	1,614,282	1,593,676
建物	4,887,429	4,911,571	(2) 資本剰余金	7,387,616	7,387,616
機械装置	68,857	69,564	(3) 利益剰余金	25,487,356	26,012,862
土地	3,073,875	2,960,580	(4) 処分未済持分	△ 7,395	△ 7,742
リース資産	3,192	—	(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 200	△ 200
建設仮勘定	929	6,736	2. 評価・換算差額等	1,690,505	1,478,083
その他の有形固定資産	1,375,711	1,400,758	(1) その他有価証券評価差額金	△ 16,557	△ 70,468
減価償却累計額	△ 3,656,826	△ 3,780,580	(2) 土地再評価差額金	1,575,192	1,509,452
(2) 無形固定資産	17,193	13,999	(3) 退職給付に係る調整累計額	131,870	39,099
6. 外部出資	19,694,934	19,696,534			
7. 繰延税金資産	349,725	370,945	純資産の部合計	36,172,165	36,464,295
資産の部合計	406,635,426	410,999,230	負債及び純資産の部合計	406,635,426	410,999,230

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	科目	令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	3,617,959	3,393,748	(9) その他事業収益	185,962	192,215
(1) 信用事業収益	3,093,133	2,827,933	(10) その他事業費用	76,682	83,619
資金運用収益	2,983,962	2,677,460	(うち貸倒引当金戻入益)	—	—
(うち預金利息)	1,256,589	1,158,469	その他事業総利益	109,280	108,596
(うち有価証券利息配当金)	29,835	13,071			
(うち貸出金利息)	1,501,923	1,379,391	2. 事業管理費	3,185,989	3,106,130
(うちその他受入利息)	195,614	126,528	(1) 人件費	2,459,192	2,370,324
役員取引等収益	76,139	72,155	(2) 業務費	144,531	168,218
その他事業直接収益	—	—	(3) 諸税負担金	147,781	143,935
その他経常収益	33,032	78,318	(4) 施設費	392,057	405,819
(2) 信用事業費用	511,105	466,818	(5) その他事業管理費	42,426	17,833
資金調達費用	39,087	33,066	事業利益	431,970	287,618
(うち貯金利息)	26,599	21,345			
(うち給付補填備金繰入)	1,097	913	3. 事業外収益	345,793	298,350
(うちその他支払利息)	11,390	10,807	(1) 受取雑利息	606	456
役員取引等費用	20,552	21,051	(2) 受取出資配当金	272,670	272,670
その他事業直接費用	—	—	(3) 賃貸料	33,804	15,978
その他経常費用	451,465	412,700	(4) 貸倒引当金戻入益	12,640	—
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 33,691	△ 36,520	(5) 雑収入	26,072	9,245
信用事業総利益	2,582,028	2,361,114	4. 事業外費用	21,604	13,924
(3) 共済事業収益	855,616	845,538	(1) 支払雑利息	7,967	7,727
共済付加収入	804,204	797,623	(2) 外部出資等損失引当金繰入	—	—
共済貸付金利息	—	—	(3) 賃貸施設に係る租税公課等	8,513	2,755
共済奨励金	16,129	14,560	(4) 寄付金	1,023	634
その他の収益	35,282	33,354	(5) 雑損失	4,100	2,806
(4) 共済事業費用	27,309	31,212	経常利益	756,159	572,044
共済借入金利息	—	—			
共済推進費	16,779	20,341	5. 特別利益	76,819	185,312
共済保全費	—	—	(1) 固定資産処分益	76,374	185,312
その他の費用	10,529	10,870	(2) 一般補助金	445	—
共済事業総利益	828,306	814,326	(3) その他の特別利益	—	—
(5) 購買事業収益	637,189	662,167	(4) 役員退職慰労引当金戻入	—	—
購買品供給高	610,017	636,511	6. 特別損失	338,175	338,175
購買手数料	21,654	19,390	(1) 固定資産処分損	306,261	436
修理サービス料	1,270	1,276	(2) 固定資産圧縮損	445	—
その他の収益	4,246	4,989	(3) 減損損失	31,468	1,741
(6) 購買事業費用	550,274	567,999	(4) その他の特別損失	—	—
購買品供給原価	546,133	563,125	税金等調整前当期利益	494,803	755,178
購買供給費	891	856	法人税・住民税及び事業税	149,945	179,913
その他の費用	3,249	4,016	過年度法人税等追徴税額	—	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—	過年度法人税等還付税額	—	—
購買事業総利益	86,914	94,168	法人税等調整額	6,571	9,729
(7) 販売事業収益	44,745	50,820	法人税等合計	156,517	189,642
販売品販売高	39,300	44,645			
販売手数料	4,305	4,724	当期剰余金	338,286	565,536
その他の収益	1,139	1,451			
(8) 販売事業費用	33,315	35,277			
販売品販売原価	28,693	29,915			
その他の費用	4,622	5,362			
販売事業総利益	11,429	15,543			

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	自 至	令和3年4月1日 令和4年3月31日	自 至	令和4年4月1日 令和5年3月31日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期利益		494,803		755,178
減価償却費		199,015		187,649
減損損失		31,468		1,741
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△ 33,691		△ 36,520
賞与引当金の増減額(△は減少)		△ 3,678		△ 3,715
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)		△ 114,281		△ 132,691
その他引当金等の増減額(△は減少)		10,940		10,940
信用事業資金運用収益		△ 2,788,347		△ 2,550,931
信用事業資金調達費用		27,697		2,258
共済貸付金利息		—		—
共済借入金利息		—		—
受取雑利息及び受取出資配当金		△ 273,276		△ 273,127
支払雑利息		7,967		7,727
有価証券関係損益(△は益)		—		—
固定資産売却損益(△は益)		△ 229,887		△ 184,875
(信用事業活動による資産及び負債の増減)				
貸出金の純増(△)減		△ 4,880,771		△ 4,112,675
預金の純増(△)減		4,100,000		△ 2,900,000
貯金の純増減(△)		1,196,317		4,559,727
その他の信用事業資産の純増(△)減		△ 56,993		49,209
その他の信用事業負債の純増減(△)		203,352		△ 264,146
(共済事業活動による資産及び負債の増減)				
共済貸付金の純増(△)減		—		—
共済借入金の純増減(△)		—		—
共済資金の純増減(△)		54,839		△ 154,009
未経過共済付加収入の純増(△)減		△ 3,924		△ 9,078
その他の共済事業資産の純増(△)減		3,920		4,037
(経済事業活動による資産及び負債の増減)				
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減		△ 12,880		1,695
経済受託債権の純増(△)減		—		—
棚卸資産の純増(△)減		1,505		△ 17,435
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)		△ 3,991		△ 4,065
経済受託債務の純増減(△)		△ 443		524
その他経済事業資産の純増(△)減		0		△ 1
その他経済事業負債の純増減(△)		301		231
(その他の資産及び負債の増減)				
その他の資産の純増(△)減		—		104,291
その他の負債の純増減(△)		△ 11,728		△ 56,380
未払消費税等の純増減(△)		—		3,312
信用事業資金運用による収入		2,800,645		2,548,830
信用事業資金調達による支出		△ 30,712		△ 30,038
共済貸付金利息による収入		—		—
共済借入金利息による支出		—		—
事業の利用分量に対する配当金の支払額		△ 58,863		△ 57,884
小 計		629,303		△ 2,530,219
雑利息及び出資配当金の受取額		273,276		273,127
雑利息の支払額		△ 7,967		△ 7,727
法人税等の支払額		△ 147,814		△ 151,275
事業活動によるキャッシュ・フロー		746,798		△ 2,416,095

(単位：千円)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	自	令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	自	令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 1,715,625		—
有価証券の売却による収入		3,600,934		41,999
有価証券の償還による収入		—		—
固定資産の取得による支出		△ 279,864		△ 113,649
固定資産の売却による収入		845,449		245,320
外部出資による支出		—		△ 1,600
外部出資の売却等による収入		—		—
投資活動によるキャッシュ・フロー		2,450,894		172,070
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
出資の増額による収入		50,300		31,227
出資の払戻しによる支出		△ 69,167		△ 51,833
持分の取得による支出		△ 1,376		△ 10,669
持分の譲渡による収入		8,392		7,395
出資配当金の支払額		△ 48,474		△ 47,886
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 60,325		△ 71,767
4 現金及び現金同等物の増加額(減少額)		3,137,366		△ 2,315,792
5 現金及び現金同等物の期首残高		11,165,705		14,303,072
6 現金及び現金同等物の期末残高		14,303,072		11,987,279

(8) 連結注記表

令和3年度	令和4年度												
<p>I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社は、クミアイ施設株式会社の1社です。非連結子会社はありません。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法を適用する関連会社及び非連結子会社はありません。</p> <p>3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算書と一致しています。</p> <p>4. のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却は、5年で均等償却しています。</p> <p>5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度に確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p> <p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">231,003百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預金</td> <td style="text-align: right;">△216,700百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,303百万円</td> </tr> </table> <p>II 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)子会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p>①時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)購買品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2)販売品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)：定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く)：定額法</p> <p>(3)リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p>	現金及び預金勘定	231,003百万円	定期性預金	△216,700百万円	現金及び現金同等物	14,303百万円	<p>I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社は、クミアイ施設株式会社の1社です。非連結子会社はありません。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 持分法を適用する関連会社及び非連結子会社はありません。</p> <p>3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算書と一致しています。</p> <p>4. のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却は、5年で均等償却しています。</p> <p>5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度に確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p> <p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">231,587百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預金</td> <td style="text-align: right;">△219,600百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,987百万円</td> </tr> </table> <p>II 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)子会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p>①時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1)購買品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2)販売品：移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)：定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く)：定額法</p>	現金及び預金勘定	231,587百万円	定期性預金	△219,600百万円	現金及び現金同等物	11,987百万円
現金及び預金勘定	231,003百万円												
定期性預金	△216,700百万円												
現金及び現金同等物	14,303百万円												
現金及び預金勘定	231,587百万円												
定期性預金	△219,600百万円												
現金及び現金同等物	11,987百万円												

令和3年度	令和4年度
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、主に貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店および融資部融資課が資産査定を実施し、第二次査定部署である審査部審査課、企画部企画課が検証を行い、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理することとしています。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、主に貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、支店および融資部融資課が資産査定を実施し、第二次査定部署である審査部審査課、企画部企画課が検証を行い、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2)賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理することとしています。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p>

令和3年度	令和4年度
<p>5. 収益及び費用の計上基準</p> <p>収益認識関連</p> <p>当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>(1)購買事業</p> <p>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(2)販売事業</p> <p>組合員が生産した農産物等を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(3)利用事業</p> <p>農業用機器の貸出や農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設等の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(4)資産管理事業</p> <p>組合員の依頼に基づき行う宅地等の売買及び賃貸借等の仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、契約当事者間において宅地等の売買及び賃貸借等が完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法</p> <p>記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続</p> <p>(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について</p>	<p>5. 収益及び費用の計上基準</p> <p>収益認識関連</p> <p>当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>(1)購買事業</p> <p>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(2)販売事業</p> <p>組合員が生産した農産物等を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(3)利用事業</p> <p>農業用機器の貸出や農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設等の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(4)資産管理事業</p> <p>組合員の依頼に基づき行う宅地等の売買及び賃貸借等の仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、契約当事者間において宅地等の売買及び賃貸借等が完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法</p> <p>記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続</p> <p>(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について</p>

令和3年度	令和4年度
<p>当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。</p> <p>なお、各事業間との取引で計上される内部取引の金額に重要性はありません。</p> <p>(2)当組合が収益認識に関する会計基準に基づく代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。</p> <p>Ⅲ 会計方針の変更に関する注記</p> <p>1. 収益認識に関する会計基準の適用</p> <p>当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。</p> <p>収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>(1)代理人取引に係る収益認識</p> <p>財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。</p> <p>(2)購買事業における支払い奨励金の会計処理</p> <p>購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等は、従来は、指導支出として計上していましたが、顧客へ支払われる対価と認められる場合は取引価格から減額する方法に変更しています。</p> <p>収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より新たな会計方針を遡及適用し、当期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。</p> <p>この結果、当事業年度の事業収益が221,511千円、事業費用が221,511千円減少していますが、当事業年度の損益への影響はありません。なお、利益剰余金の期首残高にも影響はありません。</p> <p>2. 時価の算定に関する会計基準の適用</p> <p>「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に</p>	<p>当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。</p> <p>なお、各事業間との取引で計上される内部取引の金額に重要性はありません。</p> <p>Ⅲ 会計方針の変更に関する注記</p> <p>(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)</p> <p>「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会期方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。</p>

令和3年度	令和4年度
<p>定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p>	
<p>IV 会計上の見積りに関する注記</p>	<p>IV 会計上の見積りに関する注記</p>
<p>1. 固定資産の減損</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 31,468千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和元年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>	<p>1. 固定資産の減損</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 1,741千円</p> <p>②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p>
<p>V 貸借対照表に関する注記</p>	<p>V 貸借対照表に関する注記</p>
<p>1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は206,506千円であり、その内訳は、次のとおりです。 機械装置 3,033千円 土地 201,685千円 その他の有形固定資産 1,787千円</p> <p>2. 担保に供している資産 農林中央金庫に定期預金5,000,000千円と、松戸市水道事業収納事務取扱に現金500千円と、松戸市下水道事業収納事務取扱に現金500千円があり、営業保証金として現金2,400千円があります。</p> <p>3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務 子会社に対する金銭債権の総額 -千円 子会社に対する金銭債務の総額 227,978千円</p> <p>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は944,349千円です。</p> <p>5. 信用事業を行う組合に要求される注記 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)～(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は40,205千円、危険債権額は1,798,750千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。</p>	<p>1. 資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は206,506千円であり、その内訳は、次のとおりです。 機械装置 3,033千円 土地 201,685千円 その他の有形固定資産 1,787千円</p> <p>2. 担保に供している資産 農林中央金庫に定期預金5,000,000千円と、松戸市水道事業収納事務取扱に現金500千円と、松戸市下水道事業収納事務取扱に現金500千円があり、営業保証金として現金2,400千円があります。</p> <p>3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務 子会社に対する金銭債権の総額 -千円 子会社に対する金銭債務の総額 241,028千円</p> <p>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は884,404千円です。</p> <p>5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)～(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は64,753千円、危険債権額は1,144,831千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には</p>

令和3年度	令和4年度																								
<p>また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。</p> <p>債権のうち、三月以上延滞債権はなく、貸出条件緩和債権額は17,959千円です。</p> <p>なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。</p> <p>また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,856,916千円です。</p> <p>なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>	<p>至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。</p> <p>債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額はありません。</p> <p>なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。</p> <p>また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,209,585千円です。</p> <p>なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>																								
<p>6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価</p> <p>「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <p>(1)再評価を行った年月日 平成11年12月31日 (流山地区 平成11年 3月31日)</p> <p>(2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 311,376千円</p> <p>(3)同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。</p>	<p>6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価</p> <p>「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <p>(1)再評価を行った年月日 平成11年12月31日 (流山地区 平成11年 3月31日)</p> <p>(2)再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 337,083千円</p> <p>(3)同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。</p>																								
<p>VI 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 子会社との取引高の総額</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)子会社との取引による収益総額</td> <td>3,064千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>2千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>3,061千円</td> </tr> <tr> <td>(2)子会社との取引による費用総額</td> <td>3千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>3千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>-千円</td> </tr> </table> <p>2. 減損損失に関する注記</p> <p>(1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要</p> <p>当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店</p>	(1)子会社との取引による収益総額	3,064千円	うち事業取引高	2千円	うち事業取引以外の取引高	3,061千円	(2)子会社との取引による費用総額	3千円	うち事業取引高	3千円	うち事業取引以外の取引高	-千円	<p>VI 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 子会社との取引高の総額</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)子会社との取引による収益総額</td> <td>3,061千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>-千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>3,061千円</td> </tr> <tr> <td>(2)子会社との取引による費用総額</td> <td>5千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>5千円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>-千円</td> </tr> </table> <p>2. 減損損失に関する注記</p> <p>(1)資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要</p> <p>当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店</p>	(1)子会社との取引による収益総額	3,061千円	うち事業取引高	-千円	うち事業取引以外の取引高	3,061千円	(2)子会社との取引による費用総額	5千円	うち事業取引高	5千円	うち事業取引以外の取引高	-千円
(1)子会社との取引による収益総額	3,064千円																								
うち事業取引高	2千円																								
うち事業取引以外の取引高	3,061千円																								
(2)子会社との取引による費用総額	3千円																								
うち事業取引高	3千円																								
うち事業取引以外の取引高	-千円																								
(1)子会社との取引による収益総額	3,061千円																								
うち事業取引高	-千円																								
うち事業取引以外の取引高	3,061千円																								
(2)子会社との取引による費用総額	5千円																								
うち事業取引高	5千円																								
うち事業取引以外の取引高	-千円																								

令和3年度

ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、および組合員の営農・生活関連施設であってそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでない経済センターについては共用資産と認識しました。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
鎌ケ谷支店	営業店舗	土 地	
運河支店	営業店舗	土 地	

(2)減損損失の認識に至った経緯

場 所	内 容
鎌ケ谷支店	鎌ケ谷支店の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
運河支店	運河支店の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減 損 損 失 額	
鎌ケ谷支店	土 地	7,408千円
運河支店	土 地	24,059千円
合 計		31,468千円

(4)回収可能価額の算定方法

場 所	内 容
鎌ケ谷支店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
運河支店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。

Ⅶ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

令和4年度

ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、および組合員の営農・生活関連施設であってそれ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでない経済センターについては共用資産と認識しました。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
鎌ケ谷支店	営業店舗	土 地	
神奈川県真鶴町	賃 貸	土 地	業務外固定資産

(2)減損損失の認識に至った経緯

場 所	内 容
鎌ケ谷支店	鎌ケ谷支店の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
神奈川県真鶴町	将来使用見込みの無い賃貸資産であり、売却について検討中であるため減損の兆候に該当します。回収可能価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。

(3)減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減 損 損 失 額	
鎌ケ谷支店	土 地	1,140千円
神奈川県真鶴町	土 地	601千円
合 計		1,741千円

(4)回収可能価額の算定方法

場 所	内 容
鎌ケ谷支店	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は路線価に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。
神奈川県真鶴町	回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行った金額に基づき算定されています。

Ⅶ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

令和3年度	令和4年度
<p>(3)金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し、融資部融資課及び各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.11%上昇したものと想定した場合には、経済価値が131,281千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能</p>	<p>(3)金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し、融資部融資課及び各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が77,345千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能</p>

令和3年度

性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	229,589,718	229,591,735	2,016
有価証券			
その他有価証券	1,731,744	1,731,744	—
貸 出 金	147,612,905		
貸倒引当金(*1)	△ 381,864		
貸倒引当金控除後	147,231,041	149,901,075	2,670,034
資産計	378,552,504	381,224,554	2,672,050
貯 金	363,568,215	363,573,103	4,887
負債計	363,568,215	363,573,103	4,887

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第26号に従い、経過措置を適用しています。なお、株式については保有していません。

令和4年度

性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	230,349,691	230,325,952	△ 23,738
有価証券			
その他有価証券	1,615,220	1,615,220	—
貸 出 金	151,725,581		
貸倒引当金(*1)	△345,343		
貸倒引当金控除後	151,380,237	152,881,836	1,501,599
資産計	383,345,148	384,823,009	1,477,860
貯 金	368,127,942	368,035,312	△ 333,658
負債計	368,368,970	368,276,340	△ 92,630

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券のうち、社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

令和3年度

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	19,694,934
合 計	19,694,934

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	229,589,718	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	40,000	-	-	-	-	1,700,000
貸出金 (*1.2)	483,211	7,740,265	7,950,894	7,612,679	8,965,844	113,903,561
合 計	230,112,930	7,740,265	7,950,894	7,612,679	8,965,844	115,603,561

(*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越169,690千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等956,449千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和4年度

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外部出資	19,696,534
合 計	19,696,534

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	230,349,691	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	-	-	-	-	-	1,700,000
貸出金 (*1.2)	1,278,983	8,129,645	8,065,058	9,381,554	7,325,790	116,648,098
合 計	231,628,675	8,129,645	8,065,058	9,381,554	7,325,790	118,348,098

(*1) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越165,199千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等896,449千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和3年度

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	328,487,990	16,559,759	15,767,076	1,214,748	1,275,214	263,426
合計	328,487,990	16,559,759	15,767,076	1,214,748	1,275,214	263,426

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅷ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	国 債	40,164	40,004	159
	社 債	—	—	—
	小 計	40,164	40,004	159
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	国 債	—	—	—
	社 債	1,691,580	1,714,627	△ 23,047
	小 計	1,691,580	1,714,627	△ 23,047
合 計		1,731,744	1,754,632	△ 22,888

(*) なお、上記の差額に繰延税金資産6,330千円を加えた額16,557千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

Ⅸ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,438,237千円
勤務費用	139,240千円
利息費用	— 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 10,088千円
退職給付の支払額	<u>△ 144,335千円</u>
期末における退職給付債務	2,423,053千円

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,420,823千円
期待運用収益	9,475千円
数理計算上の差異の発生額	△ 89千円
退職共済制度への拠出金	97,100千円
退職給付の支払額	<u>△ 86,750千円</u>
期末における年金資産	1,440,559千円

令和4年度

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	334,995,121	16,029,873	14,790,068	1,313,429	775,942	223,062
合計	334,995,121	16,029,873	14,790,068	1,313,429	775,942	223,062

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅷ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券			
	社 債	—	—	—
	小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券			
	社 債	1,615,220	1,712,632	△ 97,412
	小 計	1,615,220	1,712,632	△ 97,412
合 計		1,615,220	1,712,632	△ 97,412

(*) なお、上記の差額に繰延税金資産26,944千円を加えた額△70,468千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

Ⅸ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,423,053千円
勤務費用	134,523千円
利息費用	— 千円
数理計算上の差異の発生額	37,513千円
退職給付の支払額	<u>△ 175,699千円</u>
期末における退職給付債務	2,419,392千円

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,440,559千円
期待運用収益	9,604千円
数理計算上の差異の発生額	△ 88千円
退職共済制度への拠出金	89,363千円
退職給付の支払額	<u>△ 98,092千円</u>
期末における年金資産	1,441,346千円

令和3年度	令和4年度
(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
退職給付債務 2,423,053 千円	退職給付債務 2,419,392 千円
特定退職金共済制度 <u>△ 1,440,559 千円</u>	特定退職金共済制度 <u>△ 1,441,346 千円</u>
未積立退職給付債務 982,494 千円	未積立退職給付債務 978,046 千円
未認識数理計算上の差異 <u>182,292 千円</u>	未認識数理計算上の差異 <u>54,050 千円</u>
貸借対照表計上額純額 1,164,787 千円	貸借対照表計上額純額 1,032,096 千円
退職給付引当金 1,164,787 千円	退職給付引当金 1,032,096 千円
(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額	(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額
勤務費用 139,240 千円	勤務費用 134,523 千円
期待運用収益 △ 9,475 千円	期待運用収益 △ 9,604 千円
数理計算上の差異の費用処理額 <u>△ 89,361 千円</u>	数理計算上の差異の費用処理額 <u>△ 90,640 千円</u>
合計 40,403 千円	合計 34,278 千円
(注) 特定退職共済制度への拠出金 97,100 千円は「福利厚生費」で処理しています。	(注) 特定退職共済制度への拠出金 89,363 千円は「福利厚生費」で処理しています。
(6)年金資産の主な内訳	(6)年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
債券 64%	債券 63%
年金保険投資 27%	年金保険投資 28%
現金及び預金 4%	現金及び預金 5%
その他 <u>5%</u>	その他 <u>4%</u>
合計 100%	合計 100%
(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率 0.00%	割引率 0.00%
長期期待運用収益率 0.66%	長期期待運用収益率 0.66%
2. 特例業務負担金の将来見込額	2. 特例業務負担金の将来見込額
人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28,548千円を含めて計上しています。	人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金27,980千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、291,902千円となっています。	なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、249,621千円となっています。
X 税効果会計に関する注記	X 税効果会計に関する注記
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
役員退職慰労引当金 13,203	役員退職慰労引当金 16,231
退職給付引当金 271,758	退職給付引当金 270,527
減損損失 32,929	減損損失 30,259
減損損失(土地) 52,872	減損損失(土地) 52,370
賞与引当金 36,262	賞与引当金 35,235
未払費用 5,475	未払費用 5,537
資産除去債務 4,355	資産除去債務 5,970
未払事業税 8,821	未払事業税 10,591

令和3年度		令和4年度													
その他有価証券評価差額金	6,330	その他有価証券評価差額金	26,944												
その他	1,890	その他	1,310												
繰延税金資産小計	427,569	繰延税金資産小計	454,978												
評価性引当金	△84,586	評価性引当金	△84,502												
繰延税金資産合計(A)	342,982	繰延税金資産合計(A)	370,475												
繰延税金負債		繰延税金負債													
その他有価証券評価差額金	—	その他有価証券評価差額金	—												
繰延税金負債合計(B)	—	繰延税金負債合計(B)	—												
繰延税金資産の純額(A)+(B)	342,982	繰延税金資産の純額(A)+(B)	370,475												
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因													
法定実効税率	27.66%	法定実効税率	27.66%												
(調整)		(調整)													
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.58	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.70												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.62	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.99												
事業分量配当金	△3.24	事業分量配当金	△2.06												
住民税均等割等	1.48	住民税均等割等	1.19												
評価性引当額の増減	△4.91	評価性引当額の増減	△0.02												
その他	△12.68	その他	△0.37												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.63%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.11%												
XI 収益認識に関する注記		XI 収益認識に関する注記													
「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。		「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。													
XII その他の注記		XII その他の注記													
1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記		1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記													
(1)オペレーティング・リース取引		(1)オペレーティング・リース取引													
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。													
(単位：千円)		(単位：千円)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,724</td> <td>128,181</td> <td>140,906</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1年超	合計	12,724	128,181	140,906		<table border="1"> <thead> <tr> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,454</td> <td>126,376</td> <td>141,831</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1年超	合計	15,454	126,376	141,831	
1年以内	1年超	合計													
12,724	128,181	140,906													
1年以内	1年超	合計													
15,454	126,376	141,831													
2. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記		2. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記													
(1)貸借対照表に計上している資産除去債務		(1)貸借対照表に計上している資産除去債務													
1. 当該資産除去債務の概要		1. 当該資産除去債務の概要													
当事業年度において、当組合の一部に使用・保管されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。		当事業年度において、当組合の一部に使用・保管されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。													
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法		2. 当該資産除去債務の金額の算定方法													
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの期間が見込めないことから当該資産の撤去・処分費用を合理的に見積り、その金額を資産除去債務としています。		資産除去債務の見積りにあたり、支出までの期間が見込めないことから当該資産の撤去・処分費用を合理的に見積り、その金額を資産除去債務としています。													
当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に8,000千円加算しています。		当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に8,000千円加算しています。													
3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減		3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減													
期首残高	—千円	期首残高	15,746千円												
見積りの変更による増加額	15,746千円	見積りの変更による増加額	8,000千円												
期末残高	15,746千円	資産除去債務の履行による減少額	△2,160千円												
		期末残高	21,586千円												

令和3年度	令和4年度
<p>(2)貸借対照表に計上していない資産除去債務</p> <p>当組合は、松戸南支店、松戸西支店、鎌ヶ谷支店、流山経済センターに関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p>	<p>(2)貸借対照表に計上していない資産除去債務</p> <p>当組合は、松戸南支店、松戸西支店、鎌ヶ谷支店、流山経済センターに関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該店舗は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p>

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	7,387,616	7,387,616
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	7,387,616	7,387,616
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	25,138,830	25,487,356
2 利益剰余金増加高	455,864	631,276
当期剰余金	338,286	565,536
土地再評価差額金取崩額	117,578	65,740
3 利益剰余金減少高	107,337	105,771
配当金	107,337	105,771
4 利益剰余金期末残高	25,487,356	26,012,862

(10) 農協法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	40	64	24
危険債権額	1,798	1,144	△ 653
要管理債権額	17	—	△ 17
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	17	—	△ 17
小 計	1,856	1,209	△ 647
正常債権額	145,793	150,555	4,761
合 計	147,650	151,764	4,114

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の

返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和3年度	令和4年度
信 用 事 業	事 業 収 益	3,093	2,827
	経 常 利 益	941	750
	資 産 の 額	380,199	384,769
共 済 事 業	事 業 収 益	855	845
	経 常 利 益	323	316
	資 産 の 額	5	1
農 業 関 連 事 業	事 業 収 益	601	644
	経 常 利 益	△ 289	△ 283
	資 産 の 額	183	199
そ の 他 事 業	事 業 収 益	238	232
	経 常 利 益	△ 218	△ 221
	資 産 の 額	26,245	26,027
計	事 業 収 益	4,788	4,550
	経 常 利 益	756	562
	資 産 の 額	406,635	410,999

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、17.97%となりました。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	とうかつ中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,593百万円（前年度1,614百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員資本の額	34,882	34,375
うち、出資金及び資本剰余金の額	8,981	9,001
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	26,012	25,487
うち、外部流出予定額(△)	103	105
うち、上記以外に該当するものの額	△ 7	△ 7
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	10	9
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	10	9
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	94	196
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	34,986	34,581
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	10	17
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10	17
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	10	17
自 己 資 本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	34,976	34,564
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	187,046	189,426
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,090	2,181
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	2,090	2,181
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,536	8,021
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	194,582	197,448
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	17.97%	17.50%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	1,413	—	—	1,237	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	40	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	7,464	—	—	8,459	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	1,996	339	15	2,832	566	22
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	226,826	45,365	1,814	231,505	46,301	1,852
法人等向け	5,264	4,845	193	1,062	647	25
中小企業等向け及び個人向け	9,908	7,037	281	15,752	11,476	459
抵当権付住宅ローン	64,601	22,133	885	66,567	22,510	900
不動産取得等事業向け	23,813	23,109	924	22,750	22,227	889
三月以上延滞等	998	766	30	935	712	28
取立未済手形	25	5	0	37	7	0
信用保証協会等保証付	22,309	2,220	88	22,122	2,202	88
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	318	318	12	318	318	12
（うち出資等のエクスポージャー）	318	318	12	318	318	12
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	39,459	81,043	3,241	36,370	77,984	3,119
うち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	903	2,258	90	903	2,258	90
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	27,069	67,674	2,706	27,069	67,674	2,706
（うち特定項目のうち調整項目に参集されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	11,486	11,109	444	8,397	8,051	322
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式(250%)）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式(400%)）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるものの額		2,181	87		2,090	83
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—		—	—
証券化エクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	404,441	189,426	7,577	408,951	187,046	7,481
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	404,441	189,426	7,577	408,951	187,046	7,481
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	8,021	320	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	7,536	301
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	197,448	7,897	リスク・アセット等(分母)計 a	194,582	7,783

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和3年度				令和4年度			
		信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポ ージャー	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポ ージャー
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	3,098	3,098	—	—	4,487	4,487	—	—
	電気・ガス・熱供給 ・水道業	815	—	815	—	813	—	813	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	235,449	7,693	903	—	240,139	7,693	903	—
	卸売・小売・飲食 ・サービス業	242	242	—	—	123	123	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	7,504	7,464	40	—	8,459	8,459	—	—
上記以外	19,927	232	—	—	19,911	216	—	—	
個 人	128,944	128,944	—	998	130,804	130,804	—	935	
そ の 他	8,458	—	—	—	4,211	—	—	—	
業 種 別 残 高 計		404,441	147,676	1,759	998	408,951	151,785	1,717	935
	1 年 以 下	226,150	535	40		228,504	252	—	
	1 年 超 3 年 以 下	1,244	1,244	—		4,117	2,017	—	
	3 年 超 5 年 以 下	2,558	2,558	—		6,011	6,011	—	
	5 年 超 7 年 以 下	7,755	7,755	—		3,288	2,774	513	
	7 年 超 10 年 以 下	6,836	6,020	815		9,974	9,674	300	
	10 年 超	129,350	128,447	903		130,822	129,919	903	
	期限の定めのないもの	30,544	1,114	—		26,232	1,135	—	
残存期間別残高計		404,441	147,676	1,759		408,951	151,785	1,717	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	26	9	—	26	9	9	10	—	9	10
個別貸倒引当金	401	372	—	401	372	372	335	—	372	335
合 計	428	382	—	428	381	381	345	—	381	345

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度						令和4年度					
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	401	372	—	401	372	—	372	335	—	372	335	
業 種 別 計	401	372	—	401	372	—	372	335	—	372	335	

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後	リスク・ウエイト 0%	—	11,943	11,943	—	12,328	12,328
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	22,207	22,207	—	22,025	22,025
	リスク・ウエイト 20%	—	228,849	228,849	—	234,374	234,374
	リスク・ウエイト 35%	—	63,237	63,237	—	64,315	64,315
	リスク・ウエイト 50%	815	53	869	813	53	866
	リスク・ウエイト 75%	—	9,350	9,350	—	15,266	15,266
	リスク・ウエイト 100%	—	41,988	41,988	—	33,719	33,719
	リスク・ウエイト 150%	—	204	204	—	171	171
	リスク・ウエイト 250%	—	27,973	27,973	—	27,973	27,973
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
計		815	405,807	406,623	813	410,228	411,042

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	27	49	12	53
抵当権付住宅ローン	—	—	0	—
不動産取得等事業向け	—	—	7	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	3	3	2	3
合 計	31	53	22	53

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固

定資産等)等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	19,694	19,694	19,696	19,696
合計	19,694	19,694	19,696	19,696

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	938	1,131	22	0
2	下方平行シフト	0	0	18	1
3	スティープ化	959	1,164		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	51	14		
6	短期金利低下	17	0		
7	最大値	959	1,164	22	1
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	34,430		33,981	

3. 財務諸表(連結財務諸表を含む)の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年5月2日

とうかつ中央農業協同組合

代表理事理事長

小倉 忠勝 

【役員等の報酬体系】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	108,408	0

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員24名、理事5名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)
2. 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員から選出された委員10人及び学識経験者1人にて構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

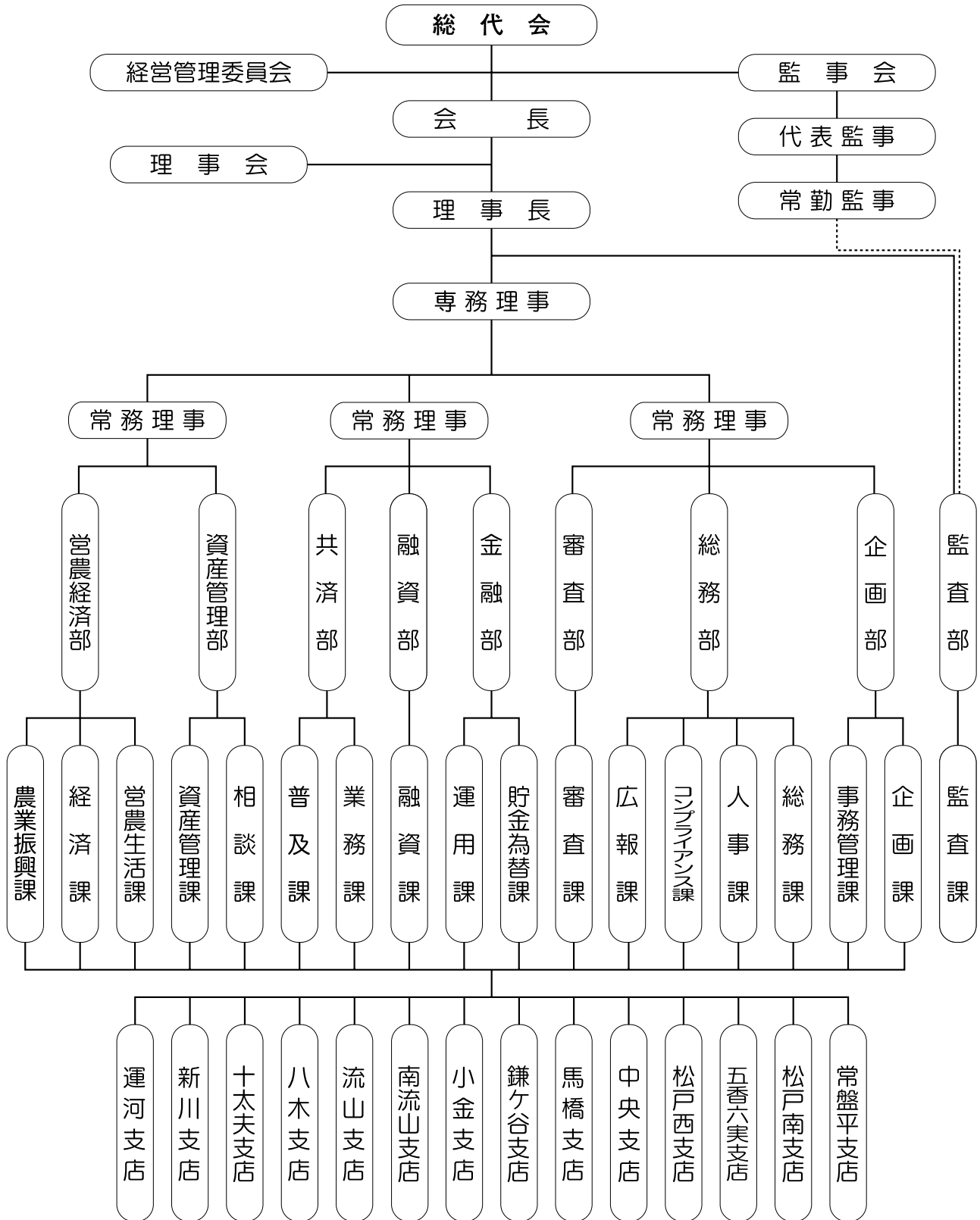
なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

【JAの概要】

1. 機構図（令和5年7月1日現在）



2. 役員構成

令和5年7月現在

区 分		氏 名	区 分		氏 名
役 職 名	常勤、非常勤の別		役 職 名	常勤、非常勤の別	
経営管理委員会会長	常 勤	田嶋 幸浩	経 営 管 理 委 員	非 常 勤	萩原 克則
経 営 管 理 委 員	非 常 勤	水代 啓司	〃	〃	大塚 健司
〃	〃	湯浅匡一朗	〃	〃	小倉 浩
〃	〃	月見里泰之	〃	〃	鈴木 亨
〃	〃	小金谷茂子	〃	〃	高橋多賀子
〃	〃	石井 精一	〃	〃	小林 文子
〃	〃	小島 守雄	〃	〃	中山 享子
〃	〃	山崎日出男	代 表 理 事 理 事 長	常 勤	嶋村 正一
〃	〃	湯浅 房幸	専 務 理 事	〃	秋谷 暢彦
〃	〃	笹本 勇人	常 務 理 事	〃	山本 輝夫
〃	〃	石井 三芳	〃	〃	木ノ村正浩
〃	〃	谷口 幸市	〃	〃	小宮 正充
〃	〃	山口 和彦	代 表 監 事	非 常 勤	山崎 明
〃	〃	渋谷 正明	監 事	常 勤	大川 由二
〃	〃	岩崎 孝一	〃	非 常 勤	及川 正一
〃	〃	齋藤 栄太	〃	〃	大塚 和明
〃	〃	濱田 光一	員 外 監 事	〃	吉岡 邦博

3. 組合員数

(単位：人、団体)

資 格 区 分		令和3年度	令和4年度	増 減
正組合員	個 人	4,749	4,631	△ 118
	法 人	-	-	-
	その他の団体	4	7	3
准組合員	個 人	16,388	16,318	△ 70
	農 業 協 同 組 合	-	-	-
	農 事 組 合 法 人	-	-	-
	そ の 他 の 団 体	103	103	0
合 計		21,244	21,059	△ 185

4. 組合員組織の状況

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
農 家 組 合	118 組合	花き園芸生産関係組織	25 名
農事研究会関係組織	310 名	まつど農産物直売組合	49 名
鎌ヶ谷市梨業組合	140 名	流山市認定農業者連絡協議会	41 名
出荷組合・出荷協会	618 名	青色申告JAとうかつ中央部会	1,445 名
青 壮 年 部	102 名	流山市観光果樹組合	11 名
女 性 部	207 名		

当JAの組合員組織を記載しています。

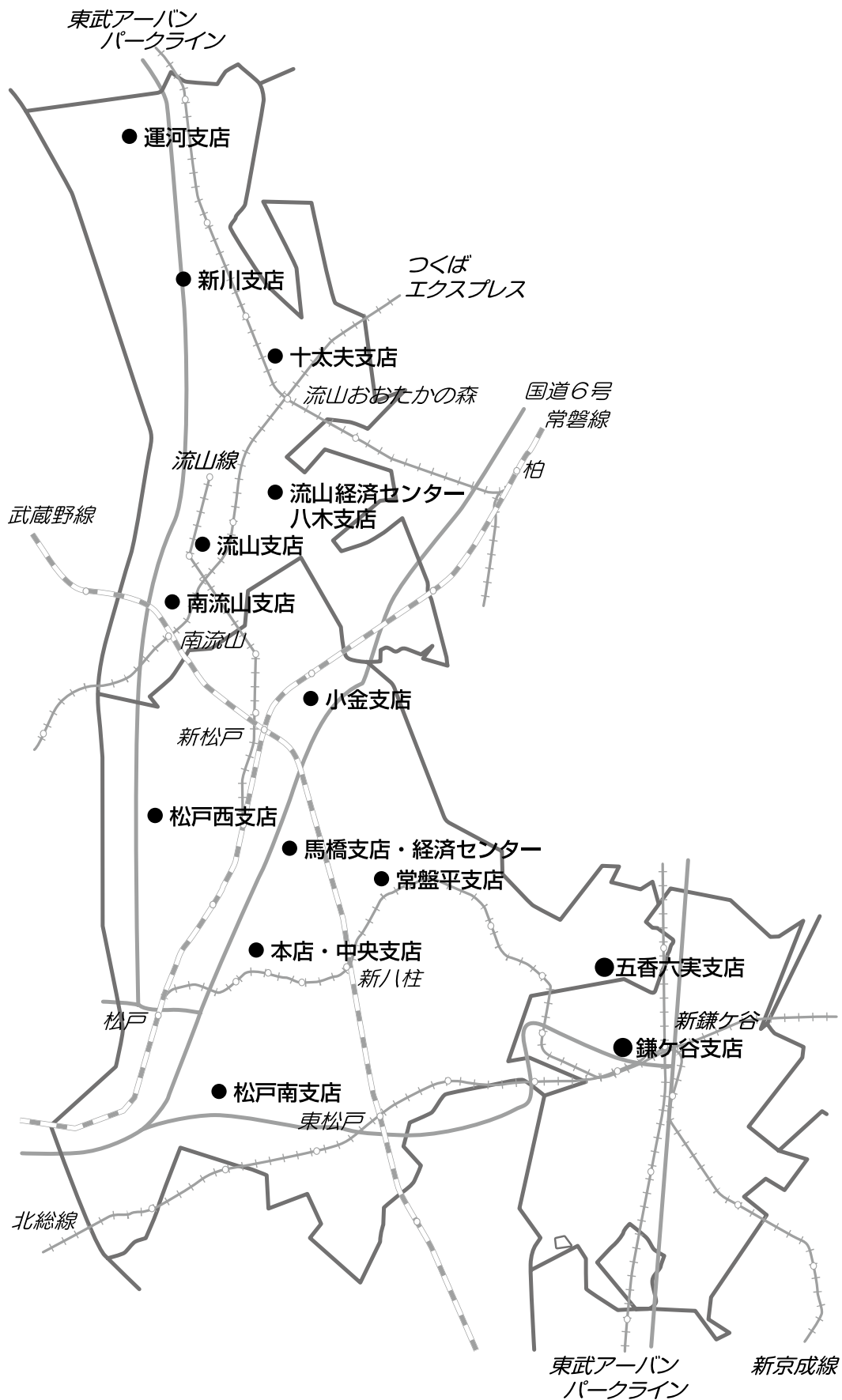
5. 特定信用事業代理業者の状況

特定信用事業代理業者はありません。

6. 地区一覧

当JAは松戸市、鎌ヶ谷市、流山市を事業区域としています。

事務所および主要施設の所在地



7. 店舗等のご案内

令和4年7月現在

店 舗 名	住 所	電話・FAX番号	ATM設置台数
本 店	〒271-0064 松戸市上本郷2243の1	☎ 047-361-2201(代表) Fax 047-366-7101	
経 済 セ ン タ ー	〒271-0051 松戸市馬橋1939の1	☎ 047-341-5151(代表) Fax 047-341-5154	
流 山 経 済 セ ン タ ー	〒270-0135 流山市野々下1丁目304	☎ 04-7150-2255(代表) Fax 04-7159-3700	
常 盤 平 支 店	〒270-2251 松戸市金ヶ作96の1	☎ 047-387-7575(代表) Fax 047-387-7577	2 台
松 戸 南 支 店	〒270-2232 松戸市和名ヶ谷1428の1	☎ 047-391-6138(代表) Fax 047-391-6145	2 台
五 香 六 実 支 店	〒270-2204 松戸市六実1丁目16の3	☎ 047-387-5115(代表) Fax 047-387-5012	2 台
松 戸 西 支 店	〒271-0043 松戸市旭町1丁目118の1	☎ 047-341-5125(代表) Fax 047-341-2697	2 台
中 央 支 店	〒271-0064 松戸市上本郷2243の1	☎ 047-361-2207(代表) Fax 047-361-2444	2 台
馬 橋 支 店	〒271-0051 松戸市馬橋1939の1	☎ 047-343-6800(代表) Fax 047-343-6415	2 台
鎌 ヶ 谷 支 店	〒273-0121 鎌ヶ谷市初富362の2	☎ 047-443-4010(代表) Fax 047-443-4008	2 台
小 金 支 店	〒270-0013 松戸市小金きよしヶ丘1丁目7の3	☎ 047-341-4151(代表) Fax 047-349-2005	2 台
南 流 山 支 店	〒270-0163 流山市南流山4丁目3の8	☎ 04-7159-7111(代表) Fax 04-7159-0511	2 台
流 山 支 店	〒270-0157 流山市平和台3丁目5の1	☎ 04-7159-1001(代表) Fax 04-7159-8348	2 台
八 木 支 店	〒270-0135 流山市野々下1丁目307	☎ 04-7158-2211(代表) Fax 04-7159-9045	1 台
十 太 夫 支 店	〒270-0119 流山市おおたかの森北3丁目30の4	☎ 04-7152-2211(代表) Fax 04-7152-2294	1 台
新 川 支 店	〒270-0116 流山市中野久木439	☎ 04-7152-3171(代表) Fax 04-7154-6157	2 台
運 河 支 店	〒270-0107 流山市西深井597の1	☎ 04-7153-0121(代表) Fax 04-7153-0123	1 台

8. 沿革・あゆみ

昭和23年 3月	松戸市農業会を承継し「松戸市農業協同組合」設立
昭和23年 4月	鎌ヶ谷町農業協同組合設立
昭和23年 4月	小金町農業協同組合設立
昭和23年 4月	流山市内に流山、八木、新川農業協同組合設立
昭和30年 7月	小金町農業協同組合から小金農業協同組合に名称変更
昭和48年 3月	クミアイ施設株式会社設立
昭和49年 3月	クミアイビル（稔台）新設
昭和58年 7月	小金農業協同組合から「千葉小金農業協同組合」に名称変更
平成 4年12月	クミアイ第二ビル（竹ヶ花）新設
平成 8年 6月	クミアイ施設貸店舗（松飛台支店を移設し、新店舗オープン）新設
平成 9年 7月	流山、八木、新川農業協同組合が合併し「流山市農業協同組合」設立
平成13年 4月	鎌ヶ谷市農業協同組合と合併し、新生・松戸市農業協同組合がスタート
平成14年11月	鎌ヶ谷支店を移設し、新店舗オープン
平成19年11月	東部・矢切支店を統合し、松戸南支店オープン
平成20年 7月	松戸市・千葉小金・流山市農業同組合が合併し、「とうかつ中央農業協同組合」設立
平成24年11月	五香・六実支店を統合し、五香六実支店オープン
令和 2年 4月	松飛台支店を五香六実支店に統合
令和 2年11月	六和・古ヶ崎支店を統合し、松戸西支店オープン
令和 3年 5月	常盤平・稔台支店を統合し、常盤平支店として新店舗オープン

<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係>

概況及び組織に関する事項

- 業務の運営の組織……………101
- 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名……………102
- 会計監査人の氏名又は名称……………43

主要な業務の内容

- 主要業務の内容……………15～20

主要な業務に関する事項

- 直近の事業年度における事業の概況……………2～5
- 直近の5事業年度における主要な業務の状況……………44
 - ・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)……………44
 - ・経常利益又は経常損失……………44
 - ・当期剰余金又は当期損失金……………44
 - ・出資金及び出資口数……………44
 - ・純資産額及び総資産額……………44
 - ・貯金等残高、貸出金残高及び有価証券残高……………44
 - ・単体自己資本比率……………44
 - ・剰余金の配当の金額……………44
 - ・職員数……………44

○直近の2事業年度における事業の状況

- ◇主要な業務の状況を示す指標……………44～45, 56
 - ・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)……………44
 - ・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支……………44
 - ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや……………45
 - ・受取利息及び支払利息の増減……………45
 - ・総資産経常利益率及び資本経常利益率……………56
 - ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率……………56
- ◇貯金に関する指標……………45～46
 - ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高……………45

業務の運営に関する事項

- リスク管理の体制……………9～10
- 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況……………7～9

組合の直近の2事業年度における財産の状況

- 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失計算書……………24～40
- 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額……………48
 - ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権……………48
 - ・危険債権……………48
 - ・三月以上延滞債権……………48
 - ・貸出条件緩和債権……………48
 - ・正常債権……………48
- 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額……………49
- 自己資本の充実の状況……………15, 58～66

- 事務所の名称及び所在地……………103～104
- 特定信用事業代理業者に関する事項……………102

- ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高……………46
- ◇貸出金等に関する指標……………46～47, 56
 - ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……………46
 - ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高……………46
 - ・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分を言う。)の貸出金残高及び債務保証見返り額……………46
 - ・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高……………47
 - ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合……………47
 - ・貯貸率の期末値及び期中平均値……………57
- ◇有価証券に関する指標……………51, 56
 - ・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分を言う。)の平均残高……………51
 - ・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分を言う。次号において同じ。)の残存期間別の残高……………51
 - ・有価証券の種類別の平均残高……………51
 - ・貯証率の期末値及び期中平均値……………56

- 法令遵守の体制……………10～12
- 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……………13～14

- 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ・有価証券……………51
 - ・金銭の信託……………52
 - ・デリバティブ取引……………52
 - ・金融等デリバティブ取引……………52
 - ・有価証券店頭デリバティブ取引……………52
- 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……………49
- 貸出金償却の額……………49
- 法37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨……………43

＜連結(組合及び子会社等)に関する開示項目 農業協同組合施行規則第205条関係＞

組合及びその子会社等の概況

○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成……………67 ○組合の子会社等に関する事項 ・名称……………67 ・主たる営業所又は事務所の所在地……………67 ・資本金又は出資金……………67 ・事業の内容……………67	・設立年月日……………67 ・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は、総出資者の議決権に占める割合……………67
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの

○直近の事業年度における事業の概況……………67 ○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況……………68 ・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)……………68 ・経常利益又は経常損失……………68	・当期利益又は当期損失……………68 ・純資産額及び総資産額……………68 ・連結自己資本比率……………68
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの

○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書……………69～87 ○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額……………87 ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ・危険債権 ・三月以上延滞債権	・貸出条件緩和債権 ・正常債権 ○自己資本の充実の状況……………88～97 ○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの……………88
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞

単体(連結)における事業年度の開示項目

	単体	連結
○定性的開示事項		
・連結の範囲に関する事項……………	—	67
・自己資本調達手段の概要……………	15	88
・組合(連結グループ)の自己資本の充実度に関する評価方法の概要……………	15	88
・信用リスクに関する事項……………	9, 60	92
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要……………	62～63	95～96
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要……………	63	96
・証券化エクスポージャーに関する事項……………	63	96
・オペレーショナル・リスクに関する事項……………	10	96
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要……………	63	96
・金利リスクに関する事項……………	65	97
○定量的開示事項		
・自己資本の充実度に関する事項……………	58	88
・信用リスクに関する事項……………	60～62	92～95
・信用リスク削減手法に関する事項……………	62～63	95～96
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項……………	63	96
・証券化エクスポージャーに関する事項……………	63	96
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項……………	63～64	96～97
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額……………	65	95
・金利リスクに関する事項……………	65～66	97